

岸本町・溝口町合併協議会 第18回会議 別添資料

1. 提案事項関係資料

提案第1号関係	行政現況調書調整一覧表（一般職の職員の身分の取り扱いについて）・・・・・・・・・・・・・・・・	1
提案第2号関係	行政現況調書調整一覧表（使用料、手数料等の取り扱いについて）・・・・・・・・・・・・・・・・	4
提案第3号関係	行政現況調書調整一覧表（補助金、交付金等の取り扱いについて）・・・・・・・・・・・・・・・・	6
提案第4号関係	行政現況調書調整一覧表（諮問機関の取り扱いについて）・・・・・・・・・・・・・・・・	15
提案第5号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：財務事務）・・・・・・・・	16
提案第6号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：消防防災関係事業）	19
提案第7号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：公共交通事業）	24
提案第8号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：情報通信事業）	25
提案第9号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いにつて：医療費助成）	28
提案第10号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：老人保健事業）	31
提案第11号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：高齢者福祉事業）	32
提案第12号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：障害者福祉事業）	39
提案第13号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：社会福祉協議会）	43
提案第14号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：環境対策事業）	45
提案第15号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：上水道事業）	49
提案第16号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：下水道事業）	50

提案第 17 号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：観光事業）・・・・・・・・・・	51
提案第 18 号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：その他）・・・・・・・・・・	53

専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い	責任者	岡田安路																																																																																																																																																			
合併協定項目	12 一般職の職員の身分の取扱い	各種事務事業の取扱い			備考																																																																																																																																																					
連番	岸本町	溝口町			課題・問題点		調整方法																																																																																																																																																			
1	<p>一般職の職員の身分の取扱い</p> <p>地方公務員法 (一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員) 第3条 地方公務員法の職は、一般職と特別職に分ける。 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。 3 特別職は、次に掲げる職とする。 (1) 就任について、公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職 (1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び幹事の職 (1)の3 地方公営企業の管理者、理事及び幹事の職 (2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関に定める規定により、設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職 (4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職 (分限及び懲戒の基準) 第27条 全ての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。 2 職員は、この法律に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例に定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。 3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律 (職員の身分取扱い) 第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。</p>				<p>岸本町、溝口町の職員はすべて新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>職名及び任用については、合併時に一元化を図るものとする。</p> <p>給料及び諸手当については、合併時に一元化を図るものとする。</p> <p>職員の任免、給与その他の身分については、公正に取り扱うものとし、その細目は2町の長が別に協議して定めるものとする。</p>																																																																																																																																																					
	<p>岸本町職員定数と実職員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">H15.4.1現在</th> </tr> <tr> <th></th> <th>定数</th> <th>配置</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 町長事務局部</td> <td>73</td> <td>73</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>・ 一般会計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 本庁</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 保育所</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 計</td> <td>64</td> <td>64</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>・ 国保会計</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>・ 水道会計</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>・ 下水道会計</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>・ その他(連合派遣)</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2 議会事務局</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3 農業委員会</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>4 教育委員会</td> <td>19</td> <td>16</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>・ 事務局</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>・ 小学校</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>・ 中学校</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>・ 給食施設</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>・ 公民館</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>95</td> <td>91</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>定数外(派遣職員) 4教育委員会・事務局11名のうち 美術館派遣3 スポ振派遣2 計5</p>	H15.4.1現在					定数	配置		1 町長事務局部	73	73	0	・ 一般会計				本庁	45	45	0	保育所	19	19	0	計	64	64	0	・ 国保会計	2	2	0	・ 水道会計	4	3	1	・ 下水道会計	3	3	0	・ その他(連合派遣)	0	1	1	2 議会事務局	2	1	1	3 農業委員会	1	1	0	4 教育委員会	19	16	3	・ 事務局	7	11	4	・ 小学校	2	0	2	・ 中学校	1	0	1	・ 給食施設	6	3	3	・ 公民館	3	2	1	合計	95	91	4	<p>溝口町職員定数と実職員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">H15.4.1現在</th> </tr> <tr> <th></th> <th>定数</th> <th>配置</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 町長事務局部</td> <td>74</td> <td>69</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>・ 一般会計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 本庁</td> <td></td> <td>52</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 保育所</td> <td></td> <td>17</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 計</td> <td>74</td> <td>69</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>・ 国保会計</td> <td></td> <td>(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 水道会計</td> <td></td> <td>(3)</td> <td>本庁内数</td> </tr> <tr> <td>・ 下水道会計</td> <td></td> <td>(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ その他</td> <td></td> <td>(0)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 議会事務局</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 農業委員会</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4 教育委員会</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>・ 事務局</td> <td></td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 小学校</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 公民館、図書館</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>91</td> <td>83</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	H15.4.1現在					定数	配置		1 町長事務局部	74	69	5	・ 一般会計				本庁		52		保育所		17		計	74	69	5	・ 国保会計		(1)		・ 水道会計		(3)	本庁内数	・ 下水道会計		(1)		・ その他		(0)		2 議会事務局	2	2		3 農業委員会	2	1	1	4 教育委員会	13	11	2	・ 事務局		7		・ 小学校		0		・ 公民館、図書館		4		合計	91	83	8
H15.4.1現在																																																																																																																																																										
	定数	配置																																																																																																																																																								
1 町長事務局部	73	73	0																																																																																																																																																							
・ 一般会計																																																																																																																																																										
本庁	45	45	0																																																																																																																																																							
保育所	19	19	0																																																																																																																																																							
計	64	64	0																																																																																																																																																							
・ 国保会計	2	2	0																																																																																																																																																							
・ 水道会計	4	3	1																																																																																																																																																							
・ 下水道会計	3	3	0																																																																																																																																																							
・ その他(連合派遣)	0	1	1																																																																																																																																																							
2 議会事務局	2	1	1																																																																																																																																																							
3 農業委員会	1	1	0																																																																																																																																																							
4 教育委員会	19	16	3																																																																																																																																																							
・ 事務局	7	11	4																																																																																																																																																							
・ 小学校	2	0	2																																																																																																																																																							
・ 中学校	1	0	1																																																																																																																																																							
・ 給食施設	6	3	3																																																																																																																																																							
・ 公民館	3	2	1																																																																																																																																																							
合計	95	91	4																																																																																																																																																							
H15.4.1現在																																																																																																																																																										
	定数	配置																																																																																																																																																								
1 町長事務局部	74	69	5																																																																																																																																																							
・ 一般会計																																																																																																																																																										
本庁		52																																																																																																																																																								
保育所		17																																																																																																																																																								
計	74	69	5																																																																																																																																																							
・ 国保会計		(1)																																																																																																																																																								
・ 水道会計		(3)	本庁内数																																																																																																																																																							
・ 下水道会計		(1)																																																																																																																																																								
・ その他		(0)																																																																																																																																																								
2 議会事務局	2	2																																																																																																																																																								
3 農業委員会	2	1	1																																																																																																																																																							
4 教育委員会	13	11	2																																																																																																																																																							
・ 事務局		7																																																																																																																																																								
・ 小学校		0																																																																																																																																																								
・ 公民館、図書館		4																																																																																																																																																								
合計	91	83	8																																																																																																																																																							

行政現況調査調整一覧表

協議会提案事項

専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い	責任者	岡田安路
合併協定項目	12 一般職の職員の身分の取扱い	各種事務事業の取扱い			備考		
連番	岸本町	溝口町		課題・問題点		調整方法	
	岸本町 行政職給料表級別職務分類表	溝口町 行政職給料表級別職務分類表					
	職務の級	職務の内容	職務の級	職務の内容			
	1級	主事補、技師補及び保育士	1級	1 定型的な業務を行う主事補、主事、技師補、書記、保育士又は児童厚生員 2 准看護師又は栄養士			
	2級	主事、技師、保健師、管理栄養士及び保育士	2級	1 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、書記、准看護師、栄養士、保育士又は児童厚生員 2 保健師、看護師又は管理栄養士			
	3級	主任、保育士主任、主任保健師、主任技師、主任管理栄養士	3級	1 主任 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、書記、栄養士、保育士又は児童厚生員 3 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う社会教育主事、保健師、看護師又は管理栄養士			
	4級	1 係長及び主任保育士 2 高度な知識又は経験を有する主任、保育士主任、主任保健師、主任管理栄養士及び主任技師	4級	1 係長 2 保健師長又は看護師長 3 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任 4 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う社会教育主事			
	5級	1 課長補佐、所長補佐、公民館長補佐、室長補佐及び主幹 2 高度な知識又は経験を有する係長、主任保育士	5級	1 課長補佐、室長補佐、局長補佐、次長補佐、館長、所長、主幹及び主任保育士 2 高度な知識又は経験を必要とする業務を行なう係長、保健師長又は看護師長 3 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任			
	6級	1 課長、議会事務局長、センター長、所長、室長、教育次長、農業委員会事務局長及び参事 2 高度な知識又は経験を有する課長補佐、所長補佐、室長補佐及び主幹の職務	6級	1 課長、室長、局長、次長又は主査 2 高度な知識又は経験を必要とする業務を処理する課長補佐、室長補佐、局長補佐、次長補佐、館長、所長、主幹及び主任保育士 3 特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行なう保育士長又は看護師長			
	7級	高度な知識又は経験を有する課長、議会事務局長、センター長、所長、室長、教育次長、農業委員会事務局長及び参事の職務	7級	1 高度な知識又は経験を必要とする業務を処理する課長、室長、局長、次長、館長又は主査 2 特に高度な知識又は経験を必要とする業務を処理する所長(町長の承認を得たものに限る。)			
	8級	総務課長、相当高度な知識又は経験を有する課長、議会事務局長、センター長、室長、教育次長及び農業委員会事務局長の職務	8級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を処理する課長、室長、局長、次長、館長又は主査			

行政現況調書調整一覧表

協議会提案事項	
責任者	岡田安路

専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い	責任者	岡田安路
合併協定項目	12 一般職の職員の身分の取扱い	各種事務事業の取扱い			備考		
連番	岸本町	溝口町		課題・問題点		調整方法	
	技能労務職給料表級別職務分類表		技能労務職給料表級別職務分類表				
	職務の級	職務の内容	職務の級	職務の内容			
	1級	技能職員 電話交換、手調理師、自動車運転手 労務職員 用務員、給食調理員、家庭奉仕員、労務作業員	1級	電話交換手、一般技能職員、調理師、調理員、自動車運転手、用務員等			
	2級	技能職員 相当の技能又は経験を有する下記の職務 電話交換手、調理師、自動車運転手 労務職員 相当の技能又は経験を有する下記の職務 用務員、給食調理員、家庭奉仕員、労務作業員	2級	相当の技能又は経験を有する下記の職務 電話交換手、一般技能職員、調理師、調理員、自動車運転手 数名の用務員等を直接指揮監督する主任 特に困難な業務を行う用務員等			
	3級	技能職員 高度の技能又は経験を有する下記の職務 電話交換手、調理師、自動車運転手 労務職員 高度の技能又は経験を有する下記の職務 用務員、給食調理員、家庭奉仕員、労務作業員	3級	高度な技能又は経験を有する下記の職務 電話交換手、一般技能職員、調理師、調理員、自動車運転手 相当数の用務員等を直接指揮監督する主任			
	4級	技能職員 特に高度の技能又は経験を有する下記の職務 電話交換手、調理師、自動車運転手 労務職員 特に高度の技能又は経験を有する下記の職務 用務員、給食調理員、家庭奉仕員、労務作業員	4級	数名の電話交換手を直接指揮監督する組長の職務 数名の一般技能職員を直接指揮監督する組長の職務 数名の調理師等を直接指揮監督する組長の職務 数名の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長、係長の職務			
	5級	技能労務職員等を直接指揮監督する長又はこれに相当する者	5級	多数の電話交換手を直接指揮監督する組長の職務 多数の一般技能職員を直接指揮監督する組長の職務 多数の調理師等を直接指揮監督する組長の職務 多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長、係長の職務			
	6級	技能労務職員等を直接指揮監督する長で相当の経験を有する者又はこれに相当する者	6級				

専門部会名	住民環境部会	責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	環境衛生関係事業	責任者	野坂博文
合併協定項目	17 使用料、手数料等の取り扱い	各種事務事業の取扱い			備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町			課題・問題点	調整方法	
1	<p>可燃ゴミ収集用袋販売</p> <p>サイズ(700×650)</p> <p>*購入単価 4円70銭/枚</p> <p>*1枚25円で販売 (22円で売渡し)</p> <p>*1袋50枚入</p> <p>*高密度ポリエチレン製</p> <p>購入単価と売り渡し単価の差額は、施設維持管理費に充当。</p> <p>販売方法 役場 → (22円) 指定小売店 → (25円) 住民</p> <p style="margin-left: 100px;">↓</p> <p style="margin-left: 100px;">部落世話役</p> <p>袋販売実績(岸本町取扱分)</p> <p>H15 269,300枚</p>	<p>可燃ゴミ収集用袋販売</p> <p>サイズ(650×800)</p> <p>*購入単価 8円/枚 (大)</p> <p>*1枚30円で販売 (27円で売渡し)</p> <p>*1袋50枚入</p> <p>サイズ(450×700)</p> <p>*購入単価 6.25円/枚 (中)</p> <p>*1枚20円で販売 (18円で売渡し)</p> <p>*1袋50枚入</p> <p>*高密度ポリエチレン製</p> <p>購入単価と売り渡し単価の差額は、施設維持管理費に充当。</p> <p>販売方法 役場 → (27円) 商工会 → (30円) 小売店 → (30円) 住民</p> <p style="margin-left: 100px;">↓</p> <p style="margin-left: 100px;">部落代表</p> <p>中袋販売実績</p> <p>H15 44,060枚</p> <p>大袋販売実績</p> <p>H15 170,160枚</p> <p>合計</p> <p>H15 214,220枚</p>			<p>*袋の販売代金が異なる。</p> <p>*サイズが異なる。</p> <p>*岸本町は共同購入のため西伯町ほか二か町清掃施設管理組合と調整が必要</p>	<p>合併後一元化する。</p> <p>*平成17年度から、同一の規格にする。(両町とも規格を変更する)</p> <p>変更案</p> <p>*規格は、マチ付き、結ぶことができるようにする。</p> <p>*1枚の単価は、30円(店頭価格)</p>	
2	<p>不燃ゴミ収集用袋販売</p> <p>サイズ(800×600)</p> <p>*1枚25円で販売</p> <p>*1袋10枚入</p> <p>*透明</p> <p>平成15年度年間販売実績 2,022袋</p> <p>購入単価 6円30銭/枚</p> <p>岸本町不燃ゴミ袋基金で購入し売り渡す。(22円で売渡し)</p> <p>販売方法 役場 → 指定小売店 → 住民</p> <p style="margin-left: 100px;">↓</p> <p style="margin-left: 100px;">部落世話役</p> <p style="margin-left: 100px;">(22円) (25円)</p> <p>(導入の経緯)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 収集時の効率化をはかる。 2. 内容物の確認が容易にできる。 3. 収集に係る経費の受益者負担を求める。 <p>(用途)</p> <p>*小型の不燃性のゴミ(600×600×600以下)の収集時に使用する。(乾電池・蛍光管は除く)</p>	<p>不燃ゴミ収集袋販売</p> <p>なし</p>			<p>*岸本町のみ</p>	<p>*合併後に岸本町の例により定める。</p>	

行政現況調書調整一覧表						協議会提案事項	
専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	環境衛生関係事業	
合併協定項目	17 使用料、手数料等の取り扱い		各種事務事業の取扱い			備考	
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法		
3	<p>一般廃棄物収集運搬業許可手数料、浄化槽清掃業許可手数料</p> <p>一般廃棄物収集運搬業許可手数料 浄化槽清掃業許可手数料</p> <p>1件につき 2,100円</p> <p>許可期間 1年</p> <p>(許可の内容) 岸本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例により規定する。 条文 一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。 条文 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。</p>	<p>一般廃棄物収集運搬業許可手数料、浄化槽清掃業許可手数料</p> <p>一般廃棄物収集運搬業許可手数料 浄化槽清掃業許可手数料</p> <p>新規... 1件につき 3,000円 継続... 1件につき 2,000円</p> <p>許可期間 2年</p> <p>(許可の内容) 溝口町廃棄物の処理及び清掃に関する条例により規定する。 条文 一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。 条文 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。</p>	<p>* 許可手数料の内容と金額が異なる。 * 許可期間が異なる</p>		<p>合併時に一元化する。 一元化案 * 新規・継続の区分は設けない。 * 金額は、1件5,250円 (現在は、2年間両町の許可を受けようとした場合、6,200円となる。) (参考・米子市 6,000円 2年間有効) (増額となっても、申請が1件になるので、負担増にならない) * 許可期間は、溝口町の例により2年間とする。</p>		

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表						協議会提案事項	
専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	補助金、交付金の取扱い	責任者	井澤宏和
合併協定項目	18補助金、交付金等の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考		
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点		調整方法		
1	<p>地域自治活動交付金 各区（自治会）の自治活動の振興を支援する目的で交付する。</p> <p>平成15年度分 1世帯あたり3,650円（365日×10円）を世帯数に乗じた額を均等割世帯割を行い交付する。 （365日×10円）×2026世帯＝7,394,900円（全体）</p> <p>（均等割）5割 7,394,900円×1/2＝3,697,450円 3,697,450円÷35集落＝105,641円（1集落当り） （世帯割）5割 7,394,900円×1/2＝3,697,450円 3,697,450円÷2026世帯＝1,825円（1世帯当り）</p>	<p>行政事務推進事業交付金 行政からの文書の配布、部落のとりまとめ、行政との連絡調整をしていただくための交付金</p> <p>平成15年度分 予算額：79,000円×70部落＝5,530,000円</p> <p>（均等割）4割 予算額×0.4＝2,212,000円 2,212,000円÷68部落＝32,500円（1部落当り） （世帯割）6割 予算額×0.6＝3,318,000円 3,318,000円÷1,562世帯＝2,124円（1世帯当り）</p>	<p>両町の制度を比較すると事業活動の主体性が町側にあるか、区長協議会にあるかの違いはあるが、交付金交付の趣旨は類似していると考えられる。</p>		<p>合併時に次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交付総額は、1世帯当り年額3,650円に世帯数をかけた額とする。 2. 各区（集落）への交付基準は両町の現在の基準による。 3. 将来的には区の設定も含め、統一した交付基準を設ける。 		
2	<p>地域自治活動交付金（研修）</p> <p>各区（自治会）の自治活動を支援する。 区長協議会が行う県外視察研修に対して助成をする。 研修参加者 1人当り 5,000円（定額）</p>		<p>岸本町だけの制度である。</p>		<p>岸本町の例により、合併後一元化する。 区長協議会の設立を要請する。</p>		
3	<p>消防施設整備補助金 各地区の自主防災体制の整備を図る。 別紙一覧表のとおり</p>	<p>自衛消防団小型ポンプ購入補助金 各地区の自衛消防団の充実を図る。 別紙一覧表のとおり</p>	<p>補助制度の内容が異なる。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 合併時に一元化する。 別添事業一覧のとおり 2 合併後3年以内に見直す。 		

町単独補助事業調整一覧表

NO	分類	岸 本 町				溝 口 町				調整案
1	消防	消火栓増設事業補助金				なし				岸本町の例による
		事業名	事業主体	補助負担率	備 考					
		既設簡易水道に 附帯する消火栓 の増設	町	8割 以内	簡易水道特別会計の負担となる 部分の経費に対し、消防施設整 備補助金に準ずる額を一般会計 から繰出し、助成する。					
2	消防	消防ポンプ車庫整備補助金 事業主体 部落 補助率 6割以内 対象事業費 5万円以上				なし				岸本町の例による
3	消防	消防施設整備事業補助金（ホース・管槍） 事業主体 部落 補助率 5割以内				なし				岸本町の例による
4	消防	消防施設整備事業補助金（ホース格納庫） 事業主体 部落 補助率 5割				なし				岸本町の例による
5	消防	消防施設整備事業補助金（ホース乾燥塔） 事業主体 部落 補助率 5割				なし				岸本町の例による
6	消防	消防施設整備事業補助金（ポンプ維持費） 軽可搬ポンプを所持する集落へのポンプ維持費補助 1集落あたり 15,000円 25集落×15,000円=375,000円				消防ポンプ燃料費補助金 1集落あたり 12,500円 × 30集落				岸本町の例による
7	消防	消防施設整備事業補助金（ポンプ管理費） 消防ポンプの管理（修理等）に関する経費を補助。 事業主体 部落 補助率 5割 補助対象事業費は5万円以上				なし				岸本町の例による
8	消防	消防施設整備補助金 各地区の自衛消防隊制の整備を図る。				自衛消防団小型ポンプ購入補助金 各地区の自衛消防団の充実を図る。				岸本町の例による
		事業名	事業主体	補助負担率	備 考	事業名	事業主体	補助負担率	備 考	
		ポンプ購入	小規模部落	8割	1. 小規模部落は戸数30戸以下とする。 2. 国、県補助金がある場合は、これを含めた割合とする。従って、地元負担は、国県補助金の有無にかかわらず2割である。	ポンプ購入	自衛消防団	5割	自衛消防団が小型ポンプを購入しようとする場合に、購入費100万円を上限に1/2を助成する。	
			その他部落	7割	1. その他の部落は戸数31戸以上とする。 2. 国、県補助金がある場合は、これを含めた割合とする。従って、地元負担は、国県補助金の有無にかかわらず3割である。					
婦人消防隊軽可搬ポンプ修理	部落	5割以内	1. 対象事業費は、7万円を限度とする。 2. 出勤命令により、消防活動に従事したことによる機械器具の破損等の修復にかかる経費は、全額町費負担とする。					岸本町の例による。		
9	消防	消防施設整備事業補助金（防火水槽） 集落が防火水槽に対して新設又は修繕を行った場合補助を行う。 ただし、土地・補償費は補助対象外とする。 事業主体 部落 補助率 8割				なし				1 新規の防火水槽は、原則、消防庁補助事業により設置する。 2 その他の場合、及び修繕は、岸本町の例により補助を行う。
13	消防	婦人消防隊軽可搬ポンプ修理補助金 修理費の7割補助 上限10万円				なし				岸本町の例による。
14	消防	婦人消防隊結成補助金 結成時に1万円補助。				なし				岸本町の例による。
15	消防	婦人消防隊被服等購入補助金 被服等購入費の5割補助				なし				岸本町の例による。
16	消防	婦人消防隊補助金 婦人消防隊の活動を支援する。 事業内容に関係なく補助を出す。 隊員1人当り 1,000円（年額）				なし				岸本町の例による。
17	消防	婦人消防隊福祉共済掛金補助金 1人当り800円/年のうち700円補助				なし				岸本町の例による。

旧町単位で交付金を配分する場合(均等割4割・世帯割6割)

岸本町自治交付金

均等割: 1集落あたり105,641円
 世帯割: 1世帯あたり 1,825円
 現行(均等割5割・世帯割5割)
 集落補助金

均等割: 1集落あたり 84,513円
 世帯割: 1世帯あたり 2,190円
 変更後(均等割4割・世帯割6割)

集落名	世帯数	均等割	世帯割	合計
林ヶ原	23	105,641	41,975	147,616
清山	21	105,641	38,325	143,966
口別所	26	105,641	47,450	153,091
久古	44	105,641	80,300	185,941
福原	24	105,641	43,800	149,441
サン団地	19	105,641	34,675	140,316
番原	38	105,641	69,350	174,991
真野	43	105,641	78,475	184,116
大原	36	105,641	65,700	171,341
須村	41	105,641	74,825	180,466
丸山	87	105,641	158,775	264,416
小林	11	105,641	20,075	125,716
藍野	16	105,641	29,200	134,841
ペンション	22	105,641	40,150	145,791
上細見	44	105,641	80,300	185,941
立岩	22	105,641	40,150	145,791
木戸口	23	105,641	41,975	147,616
吉定	58	105,641	105,850	211,491
岸本	59	105,641	107,675	213,316
伯耆ニュータウン	176	105,641	321,200	426,841
押口	38	105,641	69,350	174,991
駅前	79	105,641	144,175	249,816
吉長	61	105,641	111,325	216,966
遠藤	54	105,641	98,550	204,191
リバータウン	44	105,641	80,300	185,941
小野	22	105,641	40,150	145,791
小町	15	105,641	27,375	133,016
大寺	157	105,641	286,525	392,166
こしきヶ丘	169	105,641	308,425	414,066
殿河内	150	105,641	273,750	379,391
田園町	63	105,641	114,975	220,616
みどり	65	105,641	118,625	224,266
坂長	186	105,641	339,450	445,091
スカイタウン大蔵	53	105,641	96,725	202,366
岩屋谷	37	105,641	67,525	173,166
合計	2,026	3,697,435	3,697,450	7,394,885

集落名	世帯数	均等割	世帯割	合計
林ヶ原	23	84,513	50,370	134,883
清山	21	84,513	45,990	130,503
口別所	26	84,513	56,940	141,453
久古	44	84,513	96,360	180,873
福原	24	84,513	52,560	137,073
サン団地	19	84,513	41,610	126,123
番原	38	84,513	83,220	167,733
真野	43	84,513	94,170	178,683
大原	36	84,513	78,840	163,353
須村	41	84,513	89,790	174,303
丸山	87	84,513	190,530	275,043
小林	11	84,513	24,090	108,603
藍野	16	84,513	35,040	119,553
ペンション	22	84,513	48,180	132,693
上細見	44	84,513	96,360	180,873
立岩	22	84,513	48,180	132,693
木戸口	23	84,513	50,370	134,883
吉定	58	84,513	127,020	211,533
岸本	59	84,513	129,210	213,723
伯耆ニュータウン	176	84,513	385,440	469,953
押口	38	84,513	83,220	167,733
駅前	79	84,513	173,010	257,523
吉長	61	84,513	133,590	218,103
遠藤	54	84,513	118,260	202,773
リバータウン	44	84,513	96,360	180,873
小野	22	84,513	48,180	132,693
小町	15	84,513	32,850	117,363
大寺	157	84,513	343,830	428,343
こしきヶ丘	169	84,513	370,110	454,623
殿河内	150	84,513	328,500	413,013
田園町	63	84,513	137,970	222,483
みどり	65	84,513	142,350	226,863
坂長	186	84,513	407,340	491,853
スカイタウン大蔵	53	84,513	116,070	200,583
岩屋谷	37	84,513	81,030	165,543
合計	2,026	2,957,955	4,436,940	7,394,895

差額
12,733
13,463
11,638
5,068
12,368
14,193
7,258
5,433
7,988
6,163
10,627
17,113
15,288
13,098
5,068
13,098
12,733
42
407
43,112
7,258
7,707
1,137
1,418
5,068
13,098
15,653
36,177
40,557
33,622
1,867
2,597
46,762
1,783
7,623
10

溝口町自治交付金

均等割: 1集落あたり32,500円
 世帯割: 1世帯あたり 2,124円

現行(均等割4割・世帯割6割)
 集落補助金

集落名	世帯数	均等割	世帯割	合計
1 間地	22	32,500	46,728	79,200
2 二部第一	8	32,500	16,992	49,600
3 二部中町	18	32,500	38,232	70,900
4 二部中央	8	32,500	16,992	49,600
5 二部第二	17	32,500	36,108	68,600
6 二部第三	17	32,500	36,108	68,600
7 森脇	14	32,500	29,736	62,200
8 畑池中央	10	32,500	21,240	53,700
9 東畑池	25	32,500	53,100	85,800
10 池田	10	32,500	21,240	53,700
11 郷原	10	32,500	21,240	53,700
12 下代	15	32,500	31,860	64,500
13 上谷	7	32,500	14,868	47,400
14 福岡中央	20	32,500	42,480	75,000
15 福岡三区	18	32,500	38,232	70,700
16 焼杉	14	32,500	29,736	62,200
17 上の名	12	32,500	25,488	58,000
18 須鎌	5	32,500	10,620	43,200
19 藤屋	14	32,500	29,736	62,200
20 船越	18	32,500	38,232	70,900
21 福吉	11	32,500	23,364	56,000
22 福島	14	32,500	29,736	62,200
23 三部一区	27	32,500	57,348	89,900
24 三部2区1	16	32,500	33,984	66,500
25 三部2区2	20	32,500	42,480	75,000
26 三部2区3	11	32,500	23,364	56,000
27 三部2区5	7	32,500	14,868	47,400
28 三部2区6	18	32,500	38,232	70,900
29 三部佳住	10	32,500	21,240	53,700
30 溝口一	90	32,500	191,160	222,100
31 溝口文教区	34	32,500	72,216	100,700
32 溝口二	51	32,500	108,324	140,800
33 溝口三	35	32,500	74,340	106,800
34 溝口四	48	32,500	101,952	134,500
35 溝口五	50	32,500	106,200	138,700
36 谷川	66	32,500	140,184	171,000
37 宮原	49	32,500	104,076	136,600
38 大倉	16	32,500	33,984	66,500
39 大原	11	32,500	23,364	56,000
40 白水	15	32,500	31,860	64,500
41 根雨原	22	32,500	46,728	79,200
42 宇代	29	32,500	61,596	94,100
43 中祖	21	32,500	44,604	77,100
44 古市	30	32,500	63,720	96,200
45 父原	26	32,500	55,224	87,700
46 荘一	28	32,500	59,472	92,000
47 荘二	21	32,500	44,604	77,100
48 荘三	26	32,500	55,224	87,700
49 大江	17	32,500	36,108	68,600
50 長山	60	32,500	127,440	160,000
51 妙見寺	12	32,500	25,488	58,000
52 貴住	44	32,500	93,456	122,000
53 上野	23	32,500	48,852	81,400
54 大平原	15	32,500	31,860	64,400
55 金屋谷	60	32,500	127,440	160,000
56 岩立	32	32,500	67,968	100,700
57 榎水高原	10	32,500	21,240	53,700
58 アイノピア	9	32,500	19,116	51,600
59 遊久の郷	2	32,500	4,248	36,700
60 籠原	14	32,500	29,736	62,200
61 栃原	21	32,500	44,604	77,100
62 大滝	23	32,500	48,852	81,400
63 大坂	24	32,500	50,976	83,500
64 富江	25	32,500	53,100	85,800
65 福永	9	32,500	19,116	51,600
66 末鎌	6	32,500	12,744	45,200
67 添谷	46	32,500	97,704	128,400
68 大内	26	32,500	55,224	87,724
合計	1562	2,210,000	3,317,688	5,516,624

@3,650円×1562世帯
 均等割: 1集落あたり33,537円
 世帯割: 1世帯あたり 2,190円

変更後(均等割4割・世帯割6割)

集落名	世帯数	均等割	世帯割	合計	差額
間地	22	33,537	48,180	81,717	2,517
二部第一	8	33,537	17,520	51,057	1,457
二部中町	18	33,537	39,420	72,957	2,057
二部中央	8	33,537	17,520	51,057	1,457
二部第二	17	33,537	37,230	70,767	2,167
二部第三	17	33,537	37,230	70,767	2,167
森脇	14	33,537	30,660	64,197	1,997
畑池中央	10	33,537	21,900	55,437	1,737
東畑池	25	33,537	54,750	88,287	2,487
池田	10	33,537	21,900	55,437	1,737
郷原	10	33,537	21,900	55,437	1,737
下代	15	33,537	32,850	66,387	1,887
上谷	7	33,537	15,330	48,867	1,467
福岡中央	20	33,537	43,800	77,337	2,337
福岡三区	18	33,537	39,420	72,957	2,257
焼杉	14	33,537	30,660	64,197	1,997
上の名	12	33,537	26,280	59,817	1,817
須鎌	5	33,537	10,950	44,487	1,287
藤屋	14	33,537	30,660	64,197	1,997
船越	18	33,537	39,420	72,957	2,057
福吉	11	33,537	24,090	57,627	1,627
福島	14	33,537	30,660	64,197	1,997
三部一区	27	33,537	59,130	92,667	2,767
三部2区1	16	33,537	35,040	68,577	2,077
三部2区2	20	33,537	43,800	77,337	2,337
三部2区3	11	33,537	24,090	57,627	1,627
三部2区5	7	33,537	15,330	48,867	1,467
三部2区6	18	33,537	39,420	72,957	2,057
三部佳住	10	33,537	21,900	55,437	1,737
溝口一	90	33,537	197,100	230,637	8,537
溝口文教区	34	33,537	74,460	107,997	7,297
溝口二	51	33,537	111,690	145,227	4,427
溝口三	35	33,537	76,650	110,187	3,387
溝口四	48	33,537	105,120	138,657	4,157
溝口五	50	33,537	109,500	143,037	4,337
谷川	66	33,537	144,540	178,077	7,077
宮原	49	33,537	107,310	140,847	4,247
大倉	16	33,537	35,040	68,577	2,077
大原	11	33,537	24,090	57,627	1,627
白水	15	33,537	32,850	66,387	1,887
根雨原	22	33,537	48,180	81,717	2,517
宇代	29	33,537	63,510	97,047	2,947
中祖	21	33,537	45,990	79,527	2,427
古市	30	33,537	65,700	99,237	3,037
父原	26	33,537	56,940	90,477	2,777
荘一	28	33,537	61,320	94,857	2,857
荘二	21	33,537	45,990	79,527	2,427
荘三	26				

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表						協議会提案事項					
専門部会名	建設水道部会		責任者	小村 恵吾		ワーキンググループ名	土木建設事業		責任者	伊澤靖成	
合併協定項目	18 補助金、交付金等の取り扱いについて			各種事務事業の取扱い				備考			
連番	岸 本 町			溝 口 町			課題・問題点		調整方法		
4	<p>単独補助事業に関すること</p> <p>様々な事業に対して補助を行うことにより集落の負担を軽減し、地域の環境及び公共施設整備の促進を図ることを目的とする。</p> <p>補助事業の種類（詳細は別紙一覧表のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設整備事業（ごみ集積所） 公共施設整備事業（街灯整備） 公共施設整備事業（公園施設） 公共施設整備事業（集落公共用地） 公共施設整備事業（公民館の整備拡充等） 公共施設整備事業（公民館下水接続、福祉増強等） 除雪機械購入事業 <p>町道改良事業 町道橋改良事業 町道災害復旧事業</p>			<p>単独補助事業に関すること</p> <p>様々な事業に対して補助を行うことにより集落の負担を軽減し、地域の環境及び公共施設整備の促進を図ることを目的とする。</p> <p>補助事業の種類（詳細は別紙一覧表のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> 集会施設整備事業 除雪機械燃料費補助事業 			<p>同じような内容の事業は岸本町の公共施設整備事業（公民館の整備拡充等）と溝口町の集会施設整備事業のみであり、岸本町の事業の方が住民に有利である。</p>		<p>いずれか一方の町にのみある補助制度は原則として新町に引き継ぐものとし、両町に同様な補助制度がある場合は、住民に有利な制度を新町に引き継ぐ。ただし、岸本町の町道橋改良事業補助金は廃止するものとする。（長大橋は、町の管理とする。）</p>		

町単独補助事業調整一覧表

NO	分類	岸 本 町	溝 口 町	調整案
1	土木建設	公共施設整備事業（ごみ集積所）補助金 事業主体 部落 補助負担率 5割以内 1. 対象事業は、新築、改造、修繕とする。 2. 新築に係る対象事業費限度額は、1㎡当り70千円とする。 3. 改造、修繕に係る対象事業費限度額については、これを設けず、実費を対象事業費とする。	なし	岸本町の例による。
2	土木建設	公共施設整備事業（街灯）補助金 事業主体 部落 補助負担率 10割以内 1. 新築に限る。 2. 対象事業費は1灯当り15千円を限度とする。 補助負担率 5割以内 1. 電球取り替えに限る 2. 電球取替工賃は1件3千円を限度とする。	なし 補助ではなく、地元要望により、公益性の高いものについて直接町事業として行っている。	岸本町の例による。
3	土木建設	公共施設整備事業（公園施設）補助金 事業主体 部落 補助負担率 5割以内 対象事業 遊び場、公園造成、遊具、植栽等公園設備 1. 対象事業費10万円以上250万円以下 2. その他 (イ)面積200㎡以上とする。(ロ)土地代を除く。	なし	岸本町の例による。
4	土木建設	公共施設整備事業（集落公共用地）補助金 事業主体 部落 補助負担率 2割5分以内 1. 補助対象地積200㎡以上。 2. 補助対象（用地取得額）10万円以上500万円以内。 3. 単年度採択件数3件以内とする。	なし	岸本町の例による。
5	土木建設	公共施設整備事業（公民館の整備拡充等）補助金 公民館の整備拡充 事業主体 部落 (1) 公民館の新築 補助負担率 6割以内 国、県補助事業等を含む。 (2) 公民館の増築、改修 補助負担率 5割以内 対象事業費50万円以上500万円以下。国、県補助事業等を含む。 公民館に準ずる施設 事業主体 部落 (1) 新築 補助率 4割以内 国、県補助事業等を含む。 (2) 増設、改修 補助率4割以内 対象事業費50万円以上500万円以下。国、県補助事業等を含む。	集会施設整備事業補助金 ・集会所整備 200万円を上限に、総事業費の2分の1(対象事業100万円以上) ・集会所改修 200万円を上限に、総事業費の2分の1(対象事業50万円以上) ・備品整備 20万円を上限に、総事業費の3分の1(対象事業20万円以上)	岸本町の例による。
6	土木建設	公共施設整備事業（その他公共施設）補助金 事業主体 部落 補助負担率 5割以内 1. フェンス等 補助負担率 6割以内 1. 集落公共施設の下水道接続のための改修 2. 集落公共施設の福祉機能の増強のための改修	なし	岸本町の例による。
7	土木建設	除雪機械購入手業補助金 事業主体 部落 負担率 5割 対象事業費10万円以上100万円以内	なし	岸本町の例による。

町単独補助事業調整一覧表

NO	分類	岸 本 町	溝 口 町	調整案
8	土木 建設	なし	除雪機械燃料費補助事業補助金 町が貸与した除雪機械で集落内町道等の除雪に使用した燃料費について補助する。	溝口町の例による。
9	土木 建設	町道改良事業補助金 事業主体 部落（用地費、補償費、登記費用を除く） 補助率 8割以内 1. 対象事業は、新設、拡幅、舗装とする。 2. 道路幅員4.0m以上とする。 3. 対象事業費10万円以上250万円以内。 補助率 6割以内 1. 対象事業は、新設、拡幅、舗装とする。 2. 道路幅員2.5m以上とする。 3. 対象事業費10万円以上150万円以内。	なし	岸本町の例による。ただし、道路幅員2.5m以上4m未満の道路については、補助率を7割以内とする。
10	土木 建設	町道橋改良事業補助金 事業主体 部落 負担率 8割 1. 長大橋、橋長15.0m以上を対象とする。 2. 橋梁塗装事業対象事業費限度額を250万円とする。 三和橋、真野橋、大奈神端、清水橋は町で管理する。	なし	合併時に廃止する。 (長大橋は、町の管理に移管する。)
11	土木 建設	町道災害復旧事業補助金 事業主体 部落（1・2級町道及びそれに準ずる町道は町で管理する。） 負担率 8割 1. 国庫補助採択基準に、準ずる災害であること。 （最大24時間雨量80mm以上、時間雨量20mm以上、 最大風速15m以上、幅員2.0m以上） 2. 復旧工事費10万円以上。 3. 国庫補助採択基準に拘らず集落と集落を結ぶ道路。 負担率 6割 1. 国庫補助採択基準以下の災害であること。 2. 復旧工事費10万円以上200万円以内。 3. 国庫補助採択基準に準ずる災害で復旧工事費 10万円未満のもの。	なし	岸本町の例による。

行政現況調書調整一覧表							協議会提案事項			
専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	同和人権対策事業		責任者	西村裕生	
合併協定項目	18補助金、交付金の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考				
連番	岸 本 町		溝 口 町			課題・問題点	調整方法			
5	<p>岸本町同和教育推進協議会補助金</p> <p>全町民が、基本的人権を尊重するとともに、同和問題についての正しい認識と理解を深め、不合理な部落差別を始めとするすべての差別を解消する活動に対して補助を行う。</p> <p>1. 補助対象事業 同和教育に関する調査研究及び実践 研修会及び講演会の開催 資料の刊行及び啓発 関係機関団体との連携 その他、町長が必要と認めた事業</p> <p>2. 補助金の額 予算で定める額</p> <p>3. 助成先 岸本町同和教育推進協議会</p>		<p>溝口町同和対策推進協議会補助金</p> <p>全町民が、基本的人権を尊重するとともに、同和問題についての正しい認識と理解を深め、同和問題の早期解決と不合理な部落差別を始めとするすべての差別を解消する活動に対して補助を行い、積極的な活動の推進を図る。</p> <p>1. 補助対象事業 同和対策に関する調査研究及び実践 研修会及び講演会の開催及び派遣 資料の刊行及び啓発 関係機関団体との連携 地域団体の育成と援助</p> <p>2. 補助金の額 予算で定める額</p> <p>3. 助成先 溝口町同和対策推進協議会</p>			<p>岸本町は「同和教育推進協議会」、 溝口町は「同和対策推進協議会」</p> <p>会の目的は両町とも同じであるので、 統合をはかるのが望ましい。 今までの経緯や会の目的・構成等考え て、引き続き活動運営に対する支援（補 助）は必要。</p>		<p>組織の調整終了後に補助額を定めるものとする。</p>		

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							協議会提案事項		
専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	環境衛生関係事業		責任者	野坂博文
合併協定項目	18 補助金、交付金等の取り扱い		各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
6	<p>生ゴミ処理機購入補助金</p> <p>生ゴミ処理機購入に対して補助を行い、生ゴミの減容化と再資源化(肥料)を図り、焼却場の運営コストの削減と延命を図る。</p> <p>生ゴミ処理機の購入に対し、20,000円を上限として補助。補助率は4分の1以下</p> <p>年間20件または予算の範囲内</p> <p>平成12年度新規事業</p> <p>(実績) 平成12年度 19基 平成13年度 15基 平成14年度 11基 平成15年度 9基</p>		<p>生ゴミ処理槽(コンポスト)配布事業</p> <p>* 廃棄物の減量化対策</p> <p>* ごみの減量化対策の一環として希望する住民にコンポストを配布。個人負担金は、購入価格の1/5 (購入価格の5分の1で個人に販売)</p> <p>業者 → 町 → 住民 (購入) (売渡)</p> <p>(実績) 平成12年度 201基 平成13年度 19基 平成14年度 29基 平成15年度 1基</p>		<p>*補助対象としている、物件が異なる。 *補助率が異なる。</p>			<p>合併後、岸本町の例をもとに新たに定める。</p> <p>* 現行のまま新町に引継ぎ、平成17年度に、コンポストについて補助要綱を定める</p>	

行政現況調査調整一覧表							協議会提案事項		
専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	保育事業		責任者	山岡範泰
合併協定項目	18 補助金、交付金等の取り扱い		各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
7	<p>チャイルドシート購入費助成金</p> <p>車での外出時に義務付けられたチャイルドシート購入に対し助成を行うことで、子どもを産み育てやすい環境作りを促進することを目的とする。</p> <p>チャイルドシート購入費助成</p> <p>支給対象者 出産、出生届により住民票に記載された児童の父又は母。ただし岸本町内に居住している者。</p> <p>助成金の額 10,000円。ただし購入金額が10,000円を下回る場合は購入金額の範囲内で支給する。</p> <p>施行日 平成12年1月1日から</p>		<p>チャイルドシート貸出事業</p> <p>自動車乗車中の交通事故による幼児の被害の防止及び軽減を図るとともに、チャイルドシート購入世帯の負担を軽減することにより、子育て家庭のより一層の支援を行う</p> <p>チャイルドシート貸出事業</p> <p>貸出対象者 町内に住所を有し、幼児を乗車させて自動車を運転する必要のある者</p> <p>貸出期間 貸出を受ける幼児が生後4ヵ月から6歳未満までの期間取付け作業、返却時のクリーニング料金は借主で行う</p> <p>貸出料金 無料</p> <p>施行日 平成12年1月1日から</p> <p>H15.10.3現在 246台のうち100台貸し出し中</p>		<p>・補助事業と貸出し事業であるため、補助の方法を統一する必要がある。</p> <p>・既存のチャイルドシートをどのように扱うか</p>			<p>溝口町の例によるものとし、合併後3年を目処に新たに定める。</p>	

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							協議会提案事項	
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	観光事業	責任者	安達 広典	
合併協定項目	18 補助金、交付金の取扱い	各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法			
8	<p>大山ペンション村祭補助金</p> <p>【目的】 町の観光推進の観点に立って、大山ペンション村祭りの充実振興を図る。</p> <p>【内容等】 期日 毎年6月上旬 場所 大山ペンション村 主催 大山ペンション村祭り実行委員会 参加者 ペンション宿泊者・町内外観光客 内容 スィングジャズコンサート 大抽選会 人形劇 屋台（飲食・ゲーム・ペンションコーナー） ジャンケンゲーム 事業費 600,000円 事業費の1/2を大山ペンション村祭り実行委員会に補助する。</p> <p>15年度は、大山夏山開き祭と同じ日に開催し、夜間から昼間に時間も拡大して2,000名規模の祭りとなった。</p>	該当なし		・岸本町のみで実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ・岸本町の例により新町に引き継ぐ。 ・当面は岸本町の例により新町に引き継ぎ、合併後3年以内に算定方法の見直しを行う。 			

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							協議会提案事項		
専門部会名	建設水道部会		責任者	小村 恵吾		ワーキンググループ名	上水道事業(事務関係)		
合併協定項目	諮問機関の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考		責任者	野口 泰彦
連番	岸 本 町		溝 口 町			課題・問題点		調整方法	
1	<p>岸本町水道事業運営審議会</p> <p>水道事業の維持管理の円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置。 町長の諮問に応じ、調査及び審議を行い、町長に建議する。</p> <p>岸本町水道事業運営審議会 9人 八郷地区簡易水道事業運営審議会 8人</p> <p>委員は給水区域毎に選出し、町長が任命する。 （現在は給水区域区長の当職となっている。）</p> <p>任期2年（現在は区長にお願いしているため1年交代）</p> <p>（水道施設の完備が進み、料金も統一化されたため、現在は、年に1回開催し、次年度の予算・事業についての説明をしている。）</p>		<p>該当審議会なし</p>			<p>・溝口町には、審議会が設置されていない。</p> <p>・県西部の市町村で審議会を設置しているのは、岸本町のみである。</p>		<p>合併時に廃止し、新たな諮問機関を設置するものとする。</p> <p>（新町水道事業一元化を目的として、新町の水道計画を審議するための新たな審議会を設ける。）</p> <p>案 新町で1つの審議会に統合する。 委員数20名 （岸本10・溝口10） 平成17年度より設置</p>	

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							協議会提案事項				
専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治		ワーキンググループ名	財政事務の取扱い		責任者	岡本健司	
合併協定項目	25各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い		1財政事務		備考				
連番	岸 本 町			溝 口 町			課題・問題点		調整方法		
1	基金に関すること 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用することを目的とする。 基金の状況 別紙のとおり。			基金に関すること 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用することを目的とする。 基金の状況 別紙のとおり。			問題 合併時に持ち寄る基金の額		合併時の基金残額を新町に引き継ぐ。 新町に引き継ぐ基金は、別紙の金額をガイドラインとし平成16年度事業執行に伴う減額を再調整した額とする。		
2	地方債借入先現在高 政府資金（資金運用部） 1,063,908千円 政府資金（簡易保険） 283,201千円 政府資金（郵貯） 9,800千円 公営企業金融公庫 206,795千円 市中銀行（山陰合同銀行） 1,647,812千円 その他金融機関（鳥取西部農協） 290,882千円 民間等資金（鳥取県市町村振興協会） 638,900千円 保険会社等 13,600千円 県貸付金 429,464千円 計 4,584,362千円 （14年度普通会計決算統計数値） 平成15年度地方債償還額 528,892千円 （償還金のうち一般財源充当額） (221,946千円)			地方債借入先現在高 政府資金（資金運用部） 3,244,738千円 政府資金（簡易保険） 1,042,258千円 政府資金（郵貯） 466,100千円 公営企業金融公庫 373,034千円 市中銀行（山陰合同銀行・鳥取銀行・米子信用金庫） 497,428千円 共済等 122,600千円 農林漁業金融公庫 11,184千円 県貸付金 703,100千円 計 6,460,442千円 （14年度普通会計決算統計数値） 平成15年度地方債償還額 756,165千円 （償還金のうち一般財源充当額） (185,811千円)			なし		合併時の借入額を新町に引き継ぐ。		
未償還額財源内訳(予定表) (単位:千円)											
		平成16年度末		平成17年度～36年度(20年間)							
区分		地方債現在高		償還額合計		財源内訳					
						交付税算入額		特定財源合計		一般財源合計	
岸本町		4,721,984		5,231,449		2,474,831		140,954		2,615,664	
溝口町		6,857,018		7,389,389		5,137,248		184,664		2,067,477	

基金の状況調(岸本町)

一般会計

(単位:千円)

区分	基金の名称	14年度末	15年度	15年度	15年度末	16年度	16年度	16年度末	備考	
		現在高	積立額	取崩額	現在高	積立額	取崩額	現在高		
積立基金	1 財政調整基金	300,480	26,384	26,864	300,000		150,000	150,000		
	2 減債基金	341,000		7,306	333,694		183,694	150,000		
	3 その他の特定目的基金	825,370	65,500	401,916	488,954	119,180	287,224	320,910		
立基金	公共施設建設									
	国際化の推進	人材育成基金				10,000		10,000		
	地域の基盤整備の推進	公共施設等整備基金	458,700		219,105	239,595		139,595	100,000	
	社会福祉の充実	地域福祉基金	630			630		630		
	保健医療の充実									
	環境保全対策の推進	中山間ふるさと農村活性化基金	5,290			5,290		3,290	2,000	
		農業集落排水事業推進基金	160,780	13,500	74,700	99,580	47,700	57,280	90,000	
		公共下水道事業推進基金	9,360		9,350	10		10		
	産業の振興									
	教育・文化・スポーツ振興									
その他	ふるさと創生基金	185,180		98,761	86,419		86,419			
	交通遺児基金	5,430			5,430			5,430		
	地域情報化推進基金		52,000		52,000			52,000		
	合併支援事業基金					56,980		56,980		
電源地域振興基金					4,500		4,500			
定額基金	4 土地開発基金	50,224		50,224						
運用基金	5 その他の定額運用基金	用品調達基金	500		500			500		
	不燃ごみ袋購入基金	300			300			300		
合計		1,517,874	91,884	486,310	1,123,448	119,180	620,918	621,710		

特別会計

(単位:千円)

区分	基金の名称	14年度末	15年度	15年度	15年度末	16年度	16年度	16年度末	備考
		現在高	積立額	取崩額	現在高	積立額	取崩額	現在高	
積立基金	1 財政調整基金	46,103	2,028		48,131	20,000		68,131	
	町営水道事業財政調整基金								
その他の特定目的基金	丸山地区専用水道事業基金	15,000		11,901	3,099	3,000	3,099	3,000	
	小野地区専用水道事業基金					1,262		1,262	
合計		61,103	2,028	11,901	51,230	24,262	3,099	72,393	

基金の状況調(溝口町)

一般会計

(単位:千円)

区分	基金の名称	14年度末	15年度	15年度	15年度末	16年度	16年度	16年度末	備考	
		現在高	積立額	取崩額	現在高	積立額	取崩額	現在高		
積立基金	1 財政調整基金	131,758	17,991		149,749	251		150,000		
	2 減債基金	111,693	38,094		149,787	213		150,000		
	3 その他の特定目的基金	856,783	228,537	390,056	695,264	21,968	373,883	343,349		
立基金	公共施設建設									
	国際化の推進	人材育成基金	17,357	33	2,077	15,313	30	4,066	11,277	
	地域の基盤整備の推進	公共施設等建設基金	670,399	433	261,918	408,914	837	309,751	100,000	
	社会福祉の充実	地域福祉基金	15,871		15,871					
	保健医療の充実									
	環境保全対策の推進	農業集落排水事業推進基金	115,838	60,656	49,000	127,494	18,430	54,280	91,644	
	産業の振興									
	教育・文化・スポーツ振興									
	その他	特定農山村地域市町村活動基金	13,169		6,610	6,559		4,580	1,979	
住宅新築資金等貸付事業償還基金		24,149	533	378	24,304	15	1,206	23,113		
ケーブルテレビ施設整備事業推進基金			166,882	54,202	112,680	2,656		115,336		
定額基金	4 土地開発基金	21,942	42		21,984	42	22,026		合併時に廃止	
運用基金	5 その他の定額運用基金	肉用牛導入特別型基金	6,492			6,492		6,492		
	用品調達基金					500		500		
合計		1,128,668	284,664	390,056	1,023,276	22,974	395,909	650,341		

特別会計

(単位:千円)

区分	基金の名称	14年度末	15年度	15年度	15年度末	16年度	16年度	16年度末	備考
		現在高	積立額	取崩額	現在高	積立額	取崩額	現在高	
積立基金	1 財政調整基金	141,358	1	7,000	134,359	1	34,000	100,360	
	2 その他の特定目的基金	簡易水道基金	13,006	7		13,013	6	13,019	
合計		154,364	8	7,000	147,372	7	34,000	113,379	

普通会計償還予定表

(単位:千円)

岸本町

年度(平成)	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
元金	427,184	535,895	487,496	488,613	528,709	404,089	378,534	339,232	327,500	310,607	270,295	256,216	218,888	193,817	117,803	78,008	74,971	57,563	57,593	52,886	42,634	19,190
利子	101,708	94,162	87,978	75,548	65,482	54,660	47,280	40,258	33,989	28,208	22,839	17,822	13,248	9,928	7,611	6,176	4,929	3,806	2,947	2,103	1,322	669
計	528,892	630,056	575,474	564,161	594,190	458,750	425,814	379,490	361,489	338,815	293,134	274,038	232,136	203,745	125,415	84,184	79,900	61,369	60,539	54,989	43,956	19,859
借入額	584,700	516,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度末未償還額	4,741,878	4,721,984	4,234,488	3,745,874	3,217,166	2,813,076	2,434,542	2,095,311	1,767,811	1,457,204	1,186,908	930,692	711,804	517,987	400,184	322,176	247,205	189,641	132,049	79,163	36,529	17,339
交付税算入額	300,546	264,644	210,344	183,277	184,794	197,062	194,082	172,199	167,658	157,722	156,069	150,421	139,666	122,256	87,624	67,793	63,707	58,665	55,422	49,818	38,288	17,964
特定財源	6,400	10,246	14,092	14,092	14,092	14,092	14,092	14,092	14,092	7,692	7,692	7,692	7,692	7,692	3,850	0	0	0	0	0	0	0
一般財源 - -	221,946	355,166	351,038	366,792	395,304	247,596	217,640	193,199	179,739	173,401	129,373	115,925	84,778	73,797	33,941	16,391	16,193	2,704	5,117	5,171	5,668	1,895
交付税措置比率	56.8%	42.0%	36.6%	32.5%	31.1%	43.0%	45.6%	45.4%	46.4%	46.6%	53.2%	54.9%	60.2%	60.0%	69.9%	80.5%	79.7%	95.6%	91.5%	90.6%	87.1%	90.5%

溝口町

年度(平成)	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
元金	638,962	777,112	729,278	712,261	809,759	758,417	651,386	641,024	571,013	400,540	386,836	335,013	270,770	131,750	85,731	78,554	70,208	62,623	50,176	45,690	34,808	16,018
利子	117,203	114,354	102,196	85,298	74,070	59,303	48,595	40,166	31,607	25,618	20,917	16,158	12,218	8,888	6,822	5,323	3,948	2,700	1,782	1,155	593	177
合計	756,165	891,466	831,474	797,559	883,829	817,720	699,981	681,190	602,620	426,158	407,753	351,171	282,988	140,638	92,553	83,877	74,156	65,323	51,958	46,845	35,401	16,195
借入(予定)額	1,247,100	565,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度末未償還額	7,068,580	6,857,018	6,127,740	5,415,479	4,605,720	3,847,303	3,195,917	2,554,893	1,983,880	1,583,340	1,196,504	861,491	590,721	458,971	373,240	294,686	224,478	161,855	111,679	65,989	31,181	15,163
交付税算入額	546,572	578,405	563,399	543,186	572,549	549,025	463,434	445,731	389,533	288,626	272,467	260,285	217,552	135,867	84,468	76,304	70,565	63,512	49,646	44,664	32,791	13,642
特定財源	23,782	15,867	15,658	27,485	26,385	26,385	25,139	22,944	20,701	16,267	800	800	800	500	200	200	200	200	0	0	0	0
一般財源 - -	185,811	297,194	252,417	226,888	284,895	242,310	211,408	212,515	192,386	121,265	134,486	90,086	64,636	4,271	7,885	7,373	3,391	1,611	2,312	2,181	2,610	2,553
交付税措置比率	72.3%	64.9%	67.8%	68.1%	64.8%	67.1%	66.2%	65.4%	64.6%	67.7%	66.8%	74.1%	76.9%	96.6%	91.3%	91.0%	95.2%	97.2%	95.6%	95.3%	92.6%	84.2%

行政現況調査調整一覧表							協議会提案事項	
専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	消防防災関係事業	責任者	松本雅樹	
合併協定項目	25各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25-2消防防災関係事業	備考				
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点		調整方法			
1	<p>防災行政無線 ・火災、自然災害発生時等の非常時に際し、確実に防災情報を住民に伝達することを目的とする。 ・町の連絡情報を円滑にし、住民福祉の増進、文化の向上に資するため。</p> <p>無線局の現況は別紙のとおり</p>	<p>防災行政無線 ・火災、自然災害発生時等の非常時に際し、確実に防災情報を住民に伝達することを目的とする。</p> <p>無線局の現況は別紙のとおり</p>	<p>1 無線設備の周波数の一元化の必要があり、移行時期を明確にした移行計画書を合併後1年以内に中国総合通信局に提出するよう、条件づけられている。</p>		<p>現行のまま新町に引き継ぐ</p> <p>1 合併後、速やかに遠隔装置（溝口側の無線を本庁舎で操作する装置）を整備し、運用する。</p> <p>2 周波数の一元化については、合併後1年以内に移行時期及び機器更新（デジタル化含む等）を検討し、その移行計画書を総務省中国総合通信局に提出する。</p>			
2	<p>自主防災組織 地震等の大規模災害が発生した場合、その地域に住んでいる住民自らが率先して住民の救助、安否確認、炊き出し等基礎的な災害対応を行えるよう、自治会組織等を元に組織する。</p> <p>1 自主防災組織 自治会役員が自主防災組織を兼ねる。 自治会長の下に独自の自主防災組織部門がある 集落役員とは全く別の自主防災部門がある 上記のいずれかに該当すれば自主防災組織があるものとする。</p> <p>2 活動内容 防災知識の普及・・・地域の水利地図の作成 防災点検・・・消火栓等の点検 防災訓練・・・消火栓・消火器を使用した訓練 救急講習（心肺蘇生法） 災害対応・・・大規模災害発生時に集落内の安否確認、人命救助等初動対応を行う</p> <p>3 岸本町内組織数・・・25集落</p> <p>4 組織設置基準・・・届出があったものを自主防災組織としている。</p>	<p>自主防災組織 地震等の大規模災害が発生した場合、その地域に住んでいる住民自らが率先して住民の救助、安否確認、炊き出し等基礎的な災害対応を行えるよう、自治会組織等を元に組織する。</p> <p>1 自主防災組織 自治会役員が自主防災組織を兼ねる。 自治会長の下に独自の自主防災組織部門がある 集落役員とは全く別の自主防災部門がある 上記のいずれかに該当すれば自主防災組織があるものとする。</p> <p>2 活動内容 防災知識の普及・・・地域の水利地図の作成 防災点検・・・消火栓等の点検 防災訓練・・・消火栓・消火器を使用した訓練 救急講習（心肺蘇生法） 災害対応・・・大規模災害発生時に集落内の安否確認、人命救助等初動対応を行う</p> <p>3 溝口町内組織数・・・39団体</p> <p>4 組織設置基準・・・届出があったものを自主防災組織としている。</p>	<p>1 自主防災組織の未設置集落の組織化を推進する必要がある。</p>		<p>現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>合併後、自主防災組織の組織率の向上を図られるよう指導する。</p>			

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							協議会提案事項	
専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	消防防災関係事業	責任者	松本雅樹	
合併協定項目	25各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25-2消防防災関係事業			備考		
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点			調整方法		
3	<p>地域防災計画</p> <p>住民の生命、身体および財産の保護と安全を図るため、岸本町における災害の防止および被害の軽減ならびに災害復旧のための諸施策に関する基本的事項を総合的に定め、もって防災活動の効果的な実施を図る。</p> <p>計画編・資料編を平成11年3月に修正</p> <p>計画の内容</p> <p>1 災害予防計画 ・消防計画・防災訓練計画・文化財災害予防計画等</p> <p>2 災害応急対策計画 ・配備及び動員計画・避難計画・水防計画</p> <p>3 災害復旧計画 ・公共施設災害復旧計画・公共事業に対する資金計画・資金融資計画"</p> <p>策定方法</p> <p>1 原案を県防災危機管理課に協議する。</p> <p>2 協議後の案を防災会議に提出する。</p> <p>3 防災会議で承認後県防災危機管理課に提出</p>	<p>地域防災計画</p> <p>住民の生命、身体および財産の保護と安全を図るため、岸本町における災害の防止および被害の軽減ならびに災害復旧のための諸施策に関する基本的事項を総合的に定め、もって防災活動の効果的な実施を図る。</p> <p>計画の内容</p> <p>1 災害計画編 ・災害予防計画・災害応急対策計画・災害復旧計画等</p> <p>2 震災対策編 ・災害予防計画・災害応急対策計画・災害復旧計画等</p> <p>3 資料編 ・災害予防計画・災害応急対策計画"</p> <p>策定方法</p> <p>1 原案を県防災危機管理課に協議する。</p> <p>2 協議後の案を防災会議に提出する。</p> <p>3 防災会議で承認後県防災危機管理課に提出。</p>	<p>計画の中での相違点がある。</p> <p>(主なもの)</p> <p>1 職員の参集基準が異なる。 ・溝口町 震度4以上で全員参集 ・岸本町 震度4以上で第1次配備体制</p> <p>2 災害対策本部設置基準が異なる。 ・溝口町 震度4で災害対策本部を設置 ・岸本町 震度5弱で災害対策本部を設置</p> <p>3 避難所を再指定する必要がある。</p> <p>4 郡の違いにより、県の関係機関等の協力体制が異なる。</p>	<p>合併後、早急に計画を策定する。ただし、合併時の暫定措置として、次の点は一元化する。</p> <p>1 職員の参集基準・体制は溝口町の例による。</p> <p>2 合併時の対策本部設置基準は、溝口町の例による。</p> <p>3 合併時、避難所は現行どおり新町に引継ぐ。</p> <p>4 関係機関等の協力体制は、郡の所属をみて対応する。</p>				

1 固定局の状況(防災行政無線)

	岸本町	溝口町	備考
導入年度	平成5年度(平成6年度運用開始)	平成12年度更新	
防災行政無線の種類	防災行政用	防災行政用	
周波数	68.58MHz	69.165MHz	
親局設置位置	庁舎2階放送室	庁舎3階無線室	
遠隔操作卓設置数	庁舎1階宿直室 1台 鳥取西部農業協同組合岸本町支所 1台	庁舎1階宿直室 1台	
屋外拡声子局数	5基	24基	
戸別受信機数	2152台	40台	

2 移動局の状況(消防用無線)

	岸本町	溝口町	備考
導入年度	親局 平成5年度 車載局 平成5年度 携帯局 平成5年度 運用開始は平成6年4月1日	親局 平成12年度更新 車載局 各車輛導入年度 携帯局 平成10年度 1局 平成12年度 7局 平成14年度 1局	
無線の種類	防災行政用	防災行政用	
周波数	466.6375MHz	149.65MHz	
基地局	配置先 役場庁舎	配置先 役場庁舎	
親局設置位置	庁舎2階放送室	庁舎3階無線室	
遠隔操作卓設置数	2台 (庁舎2階総務課、1階宿直室)	2台 (庁舎3階総務課、1階宿直室)	
車載局	6台 配備状況(すべて10W出力) 消防車1台 公用車5台 (別紙「防災行政無線一覧表(移動系)」を参照)	7台 配備状況(すべて5W出力) 消防車 3台 小型ポンプ積載車 1台 公用車 2台 グレーダー 1台 (別紙「防災行政無線一覧表(移動系)」を参照)	
携帯局数	10局 配備状況 5W出力 3台 (ぼうさいきしもと101~103) 1W出力 7台 (ぼうさいきしもと201~207) (別紙「防災行政無線一覧表(移動系)」を参照)	8局 配備状況 5W出力 8台 (みぞくち101~108) (別紙「防災行政無線一覧表(移動系)」を参照)	

3 運用

	岸本町	溝口町	備考
運用 通常	防災行政無線(行政連絡)の放送 時間 朝 6時40分 昼 12時20分 夜 19時40分 内容 町の連絡事項(情報)を住民に伝達する。	防災行政無線は、6時・12時・18時にチャイム放送を実施 行政の連絡については、特に緊急を要するもののほかは、CATVを利用する。 基本的な考えとして、屋外は無線、屋内はCATVの音声告知とし、屋外の音声が聞こえない集落、世帯について、戸別受信機を設置。	
緊急時	火災の場合は緊急一括によりサイレン及び状況を放送する 地震の場合は震度4以上を覚知した場合に放送する 水道管破損の非常時の放送を住民に周知する。	火災の場合は緊急一括によりサイレン及び状況を放送する 地震の場合は震度4以上を覚知した場合に放送する	

4 保守点検費用

	岸本町	溝口町	備考
固定系	154,350円	1,062,000円	
移動系	140,700円		

防災行政無線一覧表(移動無線局)

岸本町								
区分	免許番号	目的	呼出符号	有効期間	周波数	出力	配置先	
基地局	中基第5982号	防災行政用	ぼうさいきしもと	H20.5.31	466.6375MHz	5W	役場庁舎	
車載局	陸上移動局	中移第590207号	防災行政用	ぼうさいきしもと1	H20.5.31	466.6375MHz	10W	消防自動車
	陸上移動局	中移第590208号	防災行政用	ぼうさいきしもと2	H20.5.31	466.6375MHz	10W	総務課(クラウン)
	陸上移動局	中移第590209号	防災行政用	ぼうさいきしもと3	H20.5.31	466.6375MHz	10W	産業観光課(アクティー)
	陸上移動局	中移第590210号	防災行政用	ぼうさいきしもと4	H20.5.31	466.6375MHz	10W	建設水道課(カリフォルニア)
	陸上移動局	中移第590211号	防災行政用	ぼうさいきしもと5	H20.5.31	466.6375MHz	10W	建設水道課(ジムニー)
	陸上移動局	中移第590212号	防災行政用	ぼうさいきしもと6	H20.5.31	466.6375MHz	10W	産業観光課(ディアス)
携帯局	陸上移動局	中移第590213号	防災行政用	ぼうさいきしもと101	H20.5.31	466.6375MHz	5W	総務課
	陸上移動局	中移第590214号	防災行政用	ぼうさいきしもと102	H20.5.31	466.6375MHz	5W	宿直室
	陸上移動局	中移第590215号	防災行政用	ぼうさいきしもと103	H20.5.31	466.6375MHz	5W	建設水道課
	陸上移動局	中移第590216号	防災行政用	ぼうさいきしもと201	H20.5.31	466.6375MHz	1W	消防第1分団
	陸上移動局	中移第590217号	防災行政用	ぼうさいきしもと202	H20.5.31	466.6375MHz	1W	消防第2分団
	陸上移動局	中移第590218号	防災行政用	ぼうさいきしもと203	H20.5.31	466.6375MHz	1W	消防第3分団
	陸上移動局	中移第590219号	防災行政用	ぼうさいきしもと204	H20.5.31	466.6375MHz	1W	建設水道課
	陸上移動局	中移第590220号	防災行政用	ぼうさいきしもと205	H20.5.31	466.6375MHz	1W	建設水道課
	陸上移動局	中移第590221号	防災行政用	ぼうさいきしもと206	H20.5.31	466.6375MHz	1W	建設水道課
	陸上移動局	中移第590222号	防災行政用	ぼうさいきしもと207	H20.5.31	466.6375MHz	1W	建設水道課

溝口町								
区分	免許番号	目的	呼出符号	有効期間	周波数	出力	配置先	
基地局	中基第5924号	防災行政用	ぼうさいみぞくち	H18.5.31	149.65MHz	5W	役場庁舎	
車載局	陸上移動局	中移第59175号	防災行政用	みぞくち1	H18.5.31	149.65MHz	5W	消防第1分団
	陸上移動局	中移第59176号	防災行政用	みぞくち2	H18.5.31	149.65MHz	5W	消防第2分団
	陸上移動局	中移第59177号	防災行政用	みぞくち3	H18.5.31	149.65MHz	5W	消防第3分団
	陸上移動局	中移第59669号	防災行政用	みぞくち4	H18.5.31	149.65MHz	5W	消防本部分団
	陸上移動局	中移第59721号	防災行政用	みぞくち5	H18.5.31	149.65MHz	5W	総務課(ジムニー)
	陸上移動局	中移第59825号	防災行政用	みぞくち6	H18.5.31	149.65MHz	5W	総務課(ハイエース)
	陸上移動局	中移第59998号	防災行政用	みぞくち7	H18.5.31	149.65MHz	5W	土木課(グレーダ)
	陸上移動局	中移第59826号	防災行政用	みぞくち101	H18.5.31	149.65MHz	5W	副団長
携帯局	陸上移動局	中移第59827号	防災行政用	みぞくち102	H18.5.31	149.65MHz	5W	第1分団長
	陸上移動局	中移第59828号	防災行政用	みぞくち103	H18.5.31	149.65MHz	5W	第2分団長
	陸上移動局	中移第59829号	防災行政用	みぞくち104	H18.5.31	149.65MHz	5W	第3分団長
	陸上移動局	中移第59830号	防災行政用	みぞくち105	H18.5.31	149.65MHz	5W	本部分団長
	陸上移動局	中移第59831号	防災行政用	みぞくち106	H18.5.31	149.65MHz	5W	消防主任
	陸上移動局	中移第10014623号	防災行政用	みぞくち107	H18.5.31	149.65MHz	5W	団長
	陸上移動局	中移第10034060号	防災行政用	みぞくち108	H18.5.31	149.65MHz	5W	総務課

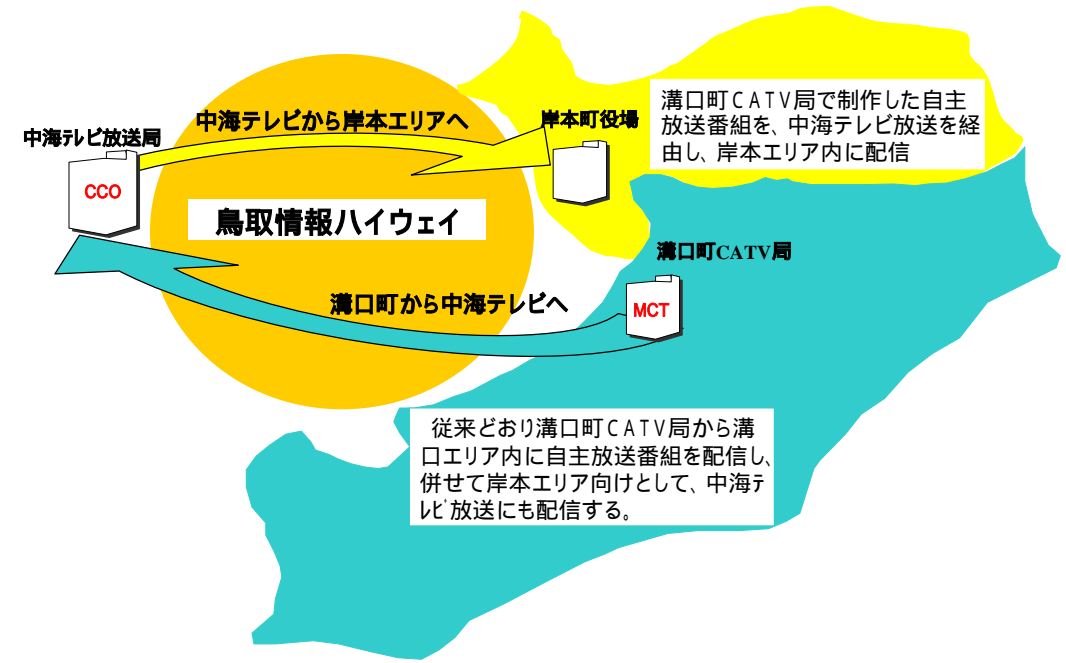
行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表						協議会提案事項	
専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	公共交通事業	責任者	井澤宏和
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25-3公共交通事業	備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法		
1	該当事業なし	<p>過疎バス路線維持対策事業 過疎バス対策の一環として、高齢者に対し最寄りのバス停から溝口までのバス回数乗車券を交付し、路線バスの維持と高齢者の福祉の増進を図る</p> <p>70歳以上の高齢者を対象に、溝口を起点とし住所地付近までのバス回数券を交付する。各公民館等で申請者に対し即日交付する。</p> <p>・1人当り年間22枚交付</p>	<p>・岸本町においては、70歳以上の高齢者及び障害者について岸本町内線（循環バス）の運賃が無料となっている</p> <p>・溝口町も岸本町と同様の循環バスを導入した場合は、回数券交付が不要となる可能性があるため、循環バス導入と併せた検討が必要となる。</p>		<p>・当面現行どおりとし、合併後に循環バスの導入と併せ検討する</p>		
2	<p>マイクロバス管理事業 町民の福祉を増進するための福祉バス（マイクロバス）の適正な管理と効率的な運営を図る。</p> <p>1．マイクロバス購入年月日：平成3年3月27日（13年経過） 2．乗車定員 29人（運転手含む） 3．マイクロバス委譲年月日：平成13年4月1日に社協より譲渡 4．運転手委託先：岸本町シルバー人材センター（1時間1,166円） 5．マイクロバスを使用できる団体 (1)高齢者の健康の増進、教養の向上、社会的活動への参加及びレクリエーション等、高齢者福祉の目的にそった行事に利用する場合。 (2)町内の高齢者（老人クラブ等）が町内外の公的行事に参加する場合。 (3)ボランティア団体等が、その目的の達成のために行う事業に参加する場合。 (4)国、県及び町などが主催する、研修会及び大会に参加する場合。 (5)国、県等他の公共団体からの使用申請があった場合。 5．使用料は無料</p>	<p>マイクロバス管理事業 溝口町はマイクロバスは所有していない。</p> <p>(参考) 社会福祉協議会所有マイクロバス 1台 乗車定員 43名(運転手含む)</p>	<p>溝口町社会福祉協議会所有のマイクロバスを町所有車輛とすることを前提とした場合、マイクロバス管理規程及び使用に関する規程を統一する必要がある。</p>		<p>合併時に岸本町の例により一元化する。</p>		

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表						協議会提案事項	
専門部会名	企画部会	責任者	杉原良仁	ワーキンググループ名	情報通信事業	責任者	一橋志郎
合併協議項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25-8 情報通信事業		備考	
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法	
1	<p>ケーブルテレビ事業</p> <p>一部地域は平成15年度、中海テレビ放送が整備、残地域を16年度に岸本町が整備し、中海テレビ放送に貸付け、合併時には岸本町全域が中海テレビ放送サービス提供エリアとなる予定。</p> <p>平成15年度整備地域については、中海テレビ放送がエリア拡張を行っているため、施設の保守管理等、町が負担する費用は発生しない。</p> <p>平成16年度整備予定の残りの地域については、町が整備し、中海テレビ放送に貸付けるため、伝送路等の保守管理業務が発生する。</p>	<p>ケーブルテレビ事業</p> <p>平成9年度から全域直営にてCATVを運営中。平成15、16年度整備により、インターネットサービスの開始を予定。</p> <p>放送施設の保守管理業務（伝送路・送受信設備・受信点設備等）</p> <p>音声告知放送器の保守及び管理</p> <p>公共ネットワーク（公共施設間イントラネット）の保守及び管理</p> <p>放送及び番組使用料の賦課・徴収業務</p> <p>自主放送番組の提供</p>	<p>現在、溝口町が行っている自主放送番組を、新町全域に配信するため、技術的な調整が必要。</p> <p>溝口町地内は自治体直接運営、岸本町地内は自治体設置のうえ民間企業貸与（公設民営）であるが、条例、会計については、新町での一元化が必要</p> <p>合併時においては、新町内でサービス内容及び料金が異なるため、最終的には一元化が必要。</p>			<p>当面、現行のとおり新町に引き継ぐ</p> <p>当面、従来から旧町で進めてきた運営方式を引き継ぎ、二元化による運営方式とする。次回機械設備更新時に運営方法を検討する。</p> <p>行政情報サービスの一元化を図るため、自主製作番組を新町全域で放送する。なお、実施のために必要な設備の整備については、合併時までに行う。</p> <p>条例、予算（特別会計）については、一元化を行い、岸本町地内は中海テレビ放送、溝口町地内は溝口有線テレビジョン放送のサービスが現状のまま運用できるよう調整をする。</p>	
2	<p>該当事務なし</p> <p>(株)中海テレビ放送が、加入世帯に対し、徴収を行う。</p> <p>多チャンネル放送 2,940円 (基本放送を含む。2台目以降、1台につき1,050円追加。)</p> <p>基本放送 525円 (多チャンネルを1年間利用後、希望者のみ変更可能。)</p>	<p>C A T V使用料及び徴収事務</p> <p>CATV運営に係る使用料の徴収事務</p> <p>H15実績 加入世帯数 1,524世帯 基本チャンネル 1,524世帯/1,000円 多チャンネル 1,087世帯 (加入台数1,175台/500円)</p> <p>徴収額 25,008千円 賦課システム 鳥取県情報センター 収納システム 鳥取県情報センター 毎月賦課、徴収 4月に全期前納分と各月徴収分の4・5月分を送付 6月に各月徴収分の6月以降分を送付</p> <p>徴収方法 全期前納報奨金 3% 納税組合利用 徴収手数料 3%</p> <p>(新規加入負担金) 基本放送新規加入14世帯/20,000円 多チャンネル加入5世帯(5台:内訳2台/貸与 3台/25,000円) 多チャンネル加入25,000円は業者納付</p>	<p>1 徴収業務の効率化を図るため、口座振替制度の推進が必要。</p> <p>2 徴収を毎月行うか検討が必要</p> <p>2 全期前納報奨金を交付するか検討が必要</p> <p>3 徴収手数料を支払うか検討が必要 (溝口エリア 新町徴収) (岸本エリア 中海テレビ放送徴収)</p>			<p>現行制度をもとに次のとおりとする。</p> <p>1 全期前納報奨金は合併時に廃止する。</p> <p>2 徴収手数料は当面現行のとおりとし、合併後廃止を検討する。 (町税・水道・下水道と同様の扱いとする)</p> <p>3 使用料の徴収は、2ヶ月に1回の徴収とする。ただし、住民の負担が集中しないよう調整を図る。</p> <p>4 使用料(利用料)に差があるため、岸本町エリアについては、多チャンネル加入世帯1世帯当り月額1,000円を5年間補助しながら、合併後5年を目途に統一を図る。 (補助に必要な経費は、岸本町が基金として新町に引き継ぐ。)</p>	

新町全域へのコミュニティチャンネル(自主放送番組)放送の仕組み



新町のコミュニティチャンネルとして、溝口町の行っている自主放送番組を、従来どおり溝口町エリア内へ配信するとともに、鳥取情報ハイウェイを利用し、溝口町CATV局から中海テレビ放送を経由し岸本エリア内へも配信する。

サービス内容等比較

	(株)中海テレビ放送	溝口町
加入金	63,000円 (当初は21,000~40,950円)	20,000円 (引込工事等含む)
加入時工事費	30,450円~ (当初は19,950円分町が実施。)	
多チャンネル用ホームターミナル料金	月々利用料にレンタル料を含む	25,000円/台(1台は無償貸与)
利用料	基本放送 525円/月(1年間多チャンネル利用後、希望者のみ変更可能) 多チャンネル 2,940円/月 (2台目以降は1,050円/台追加)	基本放送 1,000円/月 多チャンネル 500円/月・台
チャンネル数	基本放送 8ch + 自主放送 31ch 多チャンネル	基本放送 10ch 多チャンネル 12ch
有料チャンネル	4ch (WOWWOW・グリーンチャンネル・衛星劇場・スターチャンネル)	3ch (WOWWOW・グリーンチャンネル・衛星劇場)
自主放送による行政・生活情報提供	中海テレビ放送が岸本町専用チャンネルを1チャンネル用意	毎日2本以上ニュースを放送。(文字放送と共に30分以上。)
インターネット	30Mbps 6,825円 16.2Mbps 5,754円 8.1Mbps 5,439円 96Kbps 3,444円 テレビも加入なら1,050円引 テレビ同時加入なら工事費等無料	16年度開始予定
VOIP(インターネット電話)	平成16年開始予定 (県内における他のCATV局との連携も検討中)	16年度開始予定 (県内における他のCATV局との連携も検討中)

平成17年度有線テレビ特別会計予算見込

(単位:千円)

	歳入			歳出		
	費目	金額	内容	費目	金額	内容
溝口町CATV事業	分担金及び負担金			報酬	90	運営委員9名/番組審議会10名(支給9名):5,000円/名
	加入負担金	160	加入負担金 加入者1名につき20,000円	報償費	0	納付組織報償金、個人全期全納報償金
	公共移転負担金	1,260	公共事業に伴う移転工事補償	旅費	100	職員一般旅費(取材は除く)
	使用料及び手数料			需用費		
	有線テレビ使用料	25,087	基本放送:1000円/多チャンネル:500円/ H16、3月末現在 有料放送:グリーン800円/衛星劇場1,890円(WOWOW除く)	消耗品費	350	一般消耗品
	雑収入			燃料費	206	公用車燃料費(取材車1台、中継車1台) H15実績×増加率
	有料放送取扱手数料	158	600円×22件×12月 WOWOW1加入者当り600円手数料収納	食糧費	10	
	繰入金			印刷製本費	376	番組予定表作成 世帯数4,000にて試算
	一般会計繰入金	54,033	特別交付税措置20,000千円	光熱水費	1,950	架線電源供給機(67台×1,165円×12月)及び局舎電気料
				修繕料	1,000	一般修繕(取材機器・車輛及び編集機器等修繕)
				役務費		
				通信運搬費	90	CATV局舎電話代
				手数料	10	公用車車検手数料6,510円/使用料郵便振替手数料120円×30件
				保険料	1,061	架線設備:684,736円/取材機器:256,460円/公用車自賠責36,410円、任意保険42,620円、32,410円
			委託料			
			施設保守	3,406	センター設備保守(編集機器、送出機器等)	
			電算委託	150	使用料徴収システム(鳥取県情報センター)	
			番組制作	57,750	自主放送番組制作委託料 H15実績 ニュース651本 制作番組157本 42,000千円(税込)	
			使用料及び賃借料			
			土地借上	387	自営柱敷地借上料 387本×1,000円	
			機材借上	115		
			共架柱	2,740	中国電力:1,260円×1,662本/NTT:1,260円×520本/JR:2,000円×2箇所(税込)	
			番組使用料	4,458	多チャンネル及び有料放送再送信費用(BS除く)	
			工事請負費	6,411	架線移転工事費(共架柱支障移転、公共事業支障移転、加入脱退移転工事)	
			租税公課	38	公用車自動車重量税(車検時/毎年)	
	計	80,698		計	80,698	
溝口町インターネット事業	使用料及び手数料			役務費	15,120	通信運搬費1,200,000円×1.05×12月(16Mb/sの場合)
	有線テレビ使用料	33,600	700世帯×4,000円(平均)×12月=33,600,000円	委託料		リモート監視:1,856千円(初期費用2,800千円要)、リモートメンテナンス:2,500千円、機器障害保守3,729千円、コールセンターサービス(インターネットサポートセンター)業務:1,835千円(700世帯まで) 計9,920千円×1.05=10,416千円
	計	33,600		施設保守委託料	10,416	
				使用料及び賃借料	8,064	ケーブルモデムリース 672,000円×12月×1.05(500台、60ヵ月リースの場合/初期工事:20,000円/台別途必要)
	計	33,600		計	33,600	
岸本町CATV事業(経常分)	分担金及び負担金			需用費	556	光熱費1,029円×電源供給器45台×12月
	架線使用料	8,352	架線設備貸出しに伴う使用料収入 696,000×12月	役務費	600	架線設備損害保険料
	繰入金			委託料	8,715	施設保守委託料:架線障害等確認業務(中海テレビ放送)
	一般会計繰入金	8,026		使用料及び賃借料		
				共架柱	3,024	中国電力1,260円1,440本/NTT1,260円×960本
				自営柱敷地料	141	自営柱敷地借上料 141本×1,000円
			チャンネル借上料	1,200	自主放送配信チャンネル借上300,000円×12月	
			工事請負費	2,142	中電、NTT共架柱支障移転工事費	
	計	16,378		計	16,378	
起債償還	繰入金(一般会計繰入金)	10,492	普通交付税措置額6,371	公債費	10,492	
	歳入合計	141,168	(うち一般会計繰入金72,551普通交付税6,371 特別交付税20,000)	歳出合計	141,168	

平成17年度一般会計予算見込

(単位:千円)

	歳入			歳出		
	費目	金額	備考	費目	金額	備考
公共ネットワーク事業	一般財源	5,786		役務費	3,793	通信運搬費:業務用上位回線使用料(役場庁舎内及び出先機関に係るインターネット等の回線使用料)
				委託料		
				センター設備 監視	1,286	公共ネットワークセンター設備監視(ファイアウォール、リモート監視)
				端末機 保守	707	公共ネットワーク端末機 保守 (ウィルスバスター、コンテンツフィルター更新)
人件費	一般会計繰入金	22,577		職員人件費	22,577	課長、係長、主事 計3名分
特会繰出金	一般財源	72,551	普通交付税6,371 特別交付税20,000	繰出金	72,551	CATV特別会計
起債償還	一般財源	56,389	普通交付税措置額39,472	公債費	56,389	
	合計	157,303	交付税措置額 計 65,843	合計	157,303	

CATV関連事業(経常経費)一般財源額

91,460 交付税措置額を差し引いた額

行政現況調査調整一覧表

協議会提案事項							
専門部会名	保健福祉部会	責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	医療費助成	責任者	森谷 征史
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 14 医療費助成		備考	
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点		調整方法		
1	<p>特別医療費助成 【目的】 身体障害者その他特に医療費の助成を必要とする者の医療費について助成することにより、これらの者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進する。 【内容等】 対象者・自己負担金 ・重度心身障害者... 1、2級身体障害者手帳・療育手帳（A判定）所持者（一部負担金等なし） ・乳幼児医療費... 4歳未満の者（入院・通院）4歳～就学前（入院）（入院 1,200円 通院 530円） ・児童特定疾患... 20歳未満の慢性腎疾患・喘息・慢性心疾患・膠原病・神経・筋疾患患者（通院又は1ヶ月未満の入院） ・18歳以上の先天性代謝異常患者（8疾病） ・18歳以上20歳未満の内分泌疾患、糖尿病、先天性代謝異常（上記8疾病を除く）患者及び1ヶ月以上の入院を要する神経・筋疾患患者（小児慢性特定疾患治療研究対策事業対象疾病）（入院 1,200円 通院 530円） ・ひとり親家庭... 18歳の年度末までの児童及びその父母で所得税非課税世帯（入院 1,200円 通院 530円） ・精神障害者... 1級精神保健福祉手帳の所持者（一部負担金なし）</p>	<p>特別医療費助成 【目的】 身体障害者その他特に医療費の助成を必要とする者の医療費について助成することにより、これらの者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進する。 【内容等】 対象者・自己負担金 ・重度心身障害者... 1、2級身体障害者手帳・療育手帳（A判定）所持者（一部負担金等なし） ・乳幼児医療費... 4歳未満の者（入院・通院）4歳～就学前（入院）（入院 1,200円 通院 530円） ・児童特定疾患... 20歳未満の慢性腎疾患・喘息・慢性心疾患・膠原病・神経・筋疾患患者（通院又は1ヶ月未満の入院） ・18歳以上の先天性代謝異常患者（8疾病） ・18歳以上20歳未満の内分泌疾患、糖尿病、先天性代謝異常（上記8疾病を除く）患者及び1ヶ月以上の入院を要する神経・筋疾患患者（小児慢性特定疾患治療研究対策事業対象疾病）（入院 1,200円 通院 530円） ・ひとり親家庭... 18歳の年度末までの児童及びその父母で所得税非課税世帯（入院 1,200円 通院 530円） ・精神障害者... 1級精神保健福祉手帳の所持者（一部負担金なし） ・4歳～就学前（単独）... 通院費530円 14年度 110件 437千円</p>	<p>・溝口町では町単独の事業として4歳～就学前の通院医療費助成を行っているが、合併した後も引き続き行うのか。 ・重度心身障害者の受給者証有効期間が異なる。（保険証の変更がないか確認のため） ・岸本町... 毎年7月1日に更新 ・溝口町... 3年に1度7月1日に更新 就学前、一人親、精神障害は同じ</p>		<p>○合併時に一元化する。 県の補助対象のとおり一元化する。 特別医療の制度は県の補助対象のとおりとする。溝口町単独実施の4歳～就学前(通院)は町医療費助成で対象拡大する。 受給者証の有効期限は溝口町の例による。</p>		
2	<p>町医療費助成 【目的】 母子家庭その他特に医療費の助成を必要とする方に、医療費を助成することで、健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進することを目的とする。 【対象者】 ・身体障害者手帳3～5級・療育手帳B・精神保健福祉手帳2級所持者。母子家庭。 【助成額】 身体障害者手帳3～5級（身体障害者） ・医療費の個人負担分から一部負担金を除いた額の50% 食料・歯科診療は助成対象外 療育手帳B判定（軽度知的障害者） ・医療費の個人負担分を全額助成 精神障害者保健福祉手帳2級（精神障害者） ・個人負担分から一部負担金（入院時に限る）を除いた額 通院医療費のみの場合、一部負担はなし 母子家庭 個人負担分から一部負担金を除いた額 別紙のとおり</p>	<p>心身障害者医療費助成、母子・父子家庭医療費助成 【目的】 心身障害者の医療費並びに清新障害者の医療費及び通院に要する経費を助成することにより、これらの者の健康保持及び福祉の増進を図る。 母子父子家庭の医療費を助成することにより、母子父子及びその家族の健康の保持並びに生活の安定を図り、もって母子父子家庭の福祉を増進 【対象者】 ・身体障害者手帳3級、4級・療育手帳（B判定）を持っている方。精神障害者・母子父子家庭の方 助成額 身体障害者手帳3級 65歳未満... 支払額より老人医療の一部負担金相当額を差し引いた額の90% 65歳以上... 入院時の食事代の90%（老人医療のため） 身体障害者手帳4級 70歳未満... 支払額より老人医療の一部負担金相当額を差し引いた額の85% 70歳以上... 入院時の食事代の85%（老人医療のため） 音声機能障害・言語機能障害・下肢障害の一部の方は65歳から老人医療。 療育手帳（B判定） 70歳未満... 支払額より老人医療の一部負担金相当額を差し引いた額の90% 70歳以上... 入院時の食事代の90%（老人医療のため） 精神障害者（医療費）... 支払額 精神障害者（通院費）... 通院実費（公共交通機関（バス・電車））の2分の1 母子・父子家庭... 健康保険等の自己負担金から老人保健法の一部負担金に相当する額を控除した額を助成。入院の場合は食事療養費も対象。</p>	<p>助成対象者が異なる 岸本町身障3～5級・溝口町身障3～4級 岸本町老人医療は対象外 溝口町老人医療も対象 岸本町母子家庭のみ（所得制限有り） 溝口町母子、父子家庭（所得制限なし） 助成対象額の算定方法が異なる。 別紙参照</p>		<p>○合併時に一元化する。 合併までに調整し、新たに定める。基本事項は別紙のとおり 特別医療制度では、平成15年10月1日から入院の食料が補助対象外となった。町医療費助成も食料は除外すべきである。 対象者、助成基準とも異なるので新たに制度を作る必要がある。 溝口町特別医療費助成で単独実施の4歳～就学前(通院)を町医療費助成で拡大する。</p>		

空白ページ

町医療費助成事業調整案

H16・5・25

区分	岸本町現行制度		溝口町現行制度		調整案	
身体障害者	対象者	身体障害者手帳3～5級 老人医療受給者除く	対象者	身体障害者手帳3～4級 老人医療受給者含む	対象者	身体障害者手帳3～5級 老人医療受給者・生活保護除く
	一部負担金	入院1,200円/日・通院530円/回 通院は月4回まで自己負担	一部負担金	65歳未満、医療費の1割を負担 65歳以上、老人医療費一部負担金	一部負担金	入院1,200円/日・通院530円/回 通院は月4回まで自己負担
	入院食料	対象外(住民税非課税世帯は対象)	助成額(3級)	65歳未満、一部負担を除く(90%助成)	入院食料	助成対象外
	助成額	助成対象額の50%	入院食料	65歳以上、入院食料の90%助成(住民税非課税世帯のみ対象)	助成額	助成対象額の50%
	診療科目	歯科を除く	助成額(4級)	70歳未満、一部負担を除く(85%助成)	診療科目	制限なし
		入院食料	70歳以上、入院食料の85%助成(住民税非課税世帯のみ対象)			
知的障害者	対象者	療育手帳 B 老人医療受給者除く	対象者	療育手帳 B 老人医療受給者含む	対象者	療育手帳 B 老人医療受給者・生活保護除く
	一部負担金	なし	一部負担金	70歳未満、医療費の1割を負担	一部負担金	入院1,200円/日・通院530円/回、通院は月4回まで自己負担
	助成額	助成対象額の100%	助成額	70歳以上、老人医療費一部負担金 70歳未満、一部負担を除く(90%助成)	助成額	助成対象額の50%
	入院食料	対象外(住民税非課税世帯は対象)	入院食料	70歳以上、入院食料の90%助成(住民税非課税世帯のみ対象)	入院食料	助成対象外
	診療科目	制限なし	診療科目	制限なし	診療科目	制限なし
精神障害者	対象者	精神保健福祉手帳 2級 老人医療受給者除く	対象者	精神保健法第32条該当者 老人医療受給者含む	対象者	精神保健福祉手帳 2級及び精神保健法第32条該当者 老人医療受給者・生活保護除く
	一部負担金	入院1,200円/日・通院なし	一部負担金	入院は全額自己負担(助成対象外)	一部負担金	入院1,200円/日・通院530円/回
	入院食料	対象外(住民税非課税世帯は対象)		通院は自己負担なし		通院は月4回まで自己負担
	助成額	助成対象額の100%	助成額	通院医療費自己負担の100% 通院実費(バス、電車)の50%	交通費・食料	助成対象外
	診療科目	入院制限なし・通院は当該医療のみ	診療科目	制限なし	助成額	助成対象額の50%
				診療科目	制限なし	
母子・父子 家庭	対象者	20歳未満の母子家庭(児童、母) 児童扶養手当の所得制限以下	対象者	20歳未満の母子、父子家庭の児童、扶養義務者、同居の親族 所得制限なし	対象者	20歳未満の母子、父子家庭の児童、扶養義務者 児童扶養手当の所得制限以下
	一部負担金	入院1,200円/日・通院530円/回、通院は月4回まで自己負担	一部負担金	医療費の1割を負担	一部負担金	入院1,200円/日・通院530円/回、通院は月4回まで自己負担
	入院食料	対象外(住民税非課税世帯は対象)	入院食料	一部負担を除く100%助成(住民税非課税世帯のみ対象)	入院食料	助成対象外
	助成額	助成対象額の100%	助成額	助成対象額の100%	助成額	助成対象額の50%
	診療科目	制限なし	診療科目	制限なし	診療科目	制限なし
4歳～就学前 (通院のみ) 溝口町特別 医療拡大分		制度なし	対象者	4歳～就学前(通院のみ)	対象者	4歳～就学前(通院のみ)
			一部負担金	通院530円/回、1月当り4回まで	一部負担金	通院530円/回、1月当り4回まで
			助成額	助成対象額の100%	助成額	助成対象額の100%
			診療科目	制限なし	診療科目	制限なし

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							協議会提案事項	
専門部会名	保健福祉部会		責任者	細田 栄		ワーキンググループ名	老人保健事業	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 17 老人保健事業		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法			
1	<p>健康診査（基本健診）</p> <p>【目的】 脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見・治療を図るために、血液・心電図・尿検査等の検査を行う。 また肝炎ウイルス検査の未受診者、要指導者、肝機能異常のものを対象に実施する。</p> <p>【内容等】 対象者 20歳以上の町内在住者 平成14年度受診数1,283人 実施回数 年10日（内8日は総合健診）一日平均受診数150人 検査機関 鳥取県保健事業団に委託 1件6,300円 検査項目 身体測定、尿検査、血圧測定、心電図検査、血液生化学検査 医師診察 肝炎ウイルス 医師が必要と認めた場合は眼底検査、血糖値など国が定めた項目 生活指導・栄養指導 実施場所 総合健診時は保健福祉センター基本健診のみは町内4会場 スタッフ 保健事業団 総合健診時 町（保健師3名、栄養士1名、事務職員2～3） 臨時雇用（保健師または看護師3、栄養士1、事務職2～3） 保健委員7～10名 賃金 保健師9,500円・栄養士9,500円・事務6,320円 カルテ 事業団カルテを経年管理 送迎 保健福祉センターと30集落間は町マイクロバスで送迎 検診料 基本健診無料 肝炎ウイルス検査600円</p>	<p>健康診査（基本健診）</p> <p>【目的】 老人保健事業を充実させることにより保健活動の主軸である「ねたきりゼロの町づくり」を推進することを目的に実施する。</p> <p>【内容等】 対象者 20歳以上の町内在住者 平成14年度受診数782人 実施回数 年10.5日 一日平均受診数50人 検査機関 鳥取県保健事業団に委託 1件6,300円 検査項目 身体測定、尿検査、血圧測定、心電図検査、血液生化学検査 医師診察 医師が必要と認めた場合は眼底検査、血糖値など国が定めた項目 生活指導・栄養指導 実施場所 町内33会場 スタッフ 保健事業団 総合健診時 町（保健師2～3名、栄養士1名、健康運動指導士1人、雇い上げ看護師2人 臨時雇用（保健師または看護師3、栄養士2） 賃金 保健師6,550円 カルテ 事業団カルテを経年管理 送迎 なし 検診料 基本健診無料 肝炎ウイルス検査は肝がん検診として実施</p>	<p>実施方法に差がある。岸本 - 中央一括 溝口 - 集落巡回 セット健診の項目が異なる。岸本 - 基本・胃 子宮・乳・骨量 溝口 - 基本・胃がん 基本健診時の肝炎ウイルス検査の自己負担 岸本 - 600円 溝口 - 無料 未受診者への周知 岸本 - 個人通知 溝口 - 回覧・テレビ 両町とも基本健診の自己負担は無料 岸本町では日曜日健診（1回）を行なっている</p>		<p>合併時に一元化するものとする。 本人負担額については、2割程度が適当と思われるが、合併後実施状況により改めて検討する。 実施方法は旧町方式でそれぞれ行なう。 未受診者周知は行政無線・回覧・テレビとする 基本健診の自己負担は新町でも無料とする 日曜日の補足健診を行なう 各種検診の自己負担金(案)は別紙のとおり 保健師等の臨時雇用賃金は、別途検討済。</p>			
2	<p>がん検診</p> <p>【目的】 がんの早期発見、早期治療のため、胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん検診をおこなう。</p> <p>【内容等】 2月に保健委員さんを通じて受診希望とりまとめをおこない、希望者に受診票を配布する。</p> <p>別紙のとおり</p>	<p>がん検診</p> <p>【目的】 がんの早期発見、早期治療のため、胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん検診をおこなう。</p> <p>【内容等】 4月に保健委員さんを通じて受診希望とりまとめをおこない、希望者に受診票を配布する。</p> <p>別紙のとおり</p>	<p>1. 検診の実施方法が異なる 実施場所 検診セット内容 個別検診の委託先 2. 胃がん検診・骨粗しょう症の個別検診は溝口町のみが行なっている 3. 自己負担金の差異 集団検診では溝口町は自己負担金が無料である 個別検診の自己負担金も差がある 個別検診では岸本は町民税非課税世帯は無料 溝口町では有料である</p>		<p>合併時に一元化する。 実施方法は旧町方式でそれぞれ行なう 医療機関での個別検診は溝口方式とする 自己負担金については合併時一元化する 別紙案のとおり がん検診では町民税非課税世帯も有料とする ただし老人医療対象者はすべての受診科目について、両町とも従来どおり無料とする</p>			
3	<p>人間ドック検診</p> <p>国民健康保険事業で実施しているため、保健事業では実施していない。 対象者：国保被保険者のみ 受診者数：14年度57人・15年度72人</p>	<p>健康づくり事業（人間ドック検診）</p> <p>【目的】 就労者及び介護家族の健康管理を目的として人間ドック検診を実施する。</p> <p>【内容等】 人間ドック検診 対象：40・45・50・55・60歳(生れた年より選定) - 節目人間ドック 要介護1以上の者を介護している家族 - 介護家族人間ドック 15年度3人 委託医療機関：博愛病院、日野病院 内容：40・45・50・55歳の者 - 日帰り人間ドック 60歳の者 - 日帰り人間ドック+脳ドック(頭部MR) 委託料：日帰り人間ドック 博愛41,000円 日野42,000円 脳ドック - 博愛20,000円 日野病院21,000円 自己負担：日帰り人間ドック - 5,000円 日帰り人間ドック+脳ドック - 7,000円 委託料の支払方法：委託料から自己負担額を控除した額を医療機関に支払う 受診後の指導：保健師により検診結果を分析し、個別に郵送等により指導する 受診者数 14年度 国保会計 節目35人・脳ドック10人 計45人 一般会計 節目37人・脳ドック16人 計53人 15年度 国保会計 節目27人・脳ドック14人 計41人 一般会計 節目59人・脳ドック11人 計70人</p>	<p>国保以外の人間ドックは溝口町のみが実施している。</p>		<p>合併時に溝口町の例を基本に新たに定める。 (本人負担額については、単価の2割程度を目途に検討する。)</p>			

各種検診利用者負担額比較表

老人医療費対象者は無料とする

検診名	検診方法	検診内容	委託先	岸本町受診者(人)	溝口町受診者(人)	医療機関委託単価(円)	岸本町自己負担現在(円)	溝口町自己負担現在(円)	合併後自己負担額調整(案)(円) 1割	岸本町委託料(千円)	溝口町委託料(千円)	岸本町利用者徴収額 現在(円)	溝口町利用者徴収額 現在(円)
基本健康診査	集団		鳥取県保健事業団	1,283	815	6,300	無料	無料	無料	8,083	5,135	0	0
肝炎ウイルス検査	集団		鳥取県保健事業団	75	33	2,463	600	無料	300	185	81	45,000	0
胃がん検診	集団	バリウム検査	鳥取県保健事業団	618	511	4,725	500	無料	500	2,920	2,414	309,000	0
"	個別	内視鏡検診	町内医療機関		128	11,521	実施なし	1,100	1,100	0	1,475	0	140,800
子宮がん検診	集団	頸部検診	鳥取県保健事業団	362	312	3,570	300	無料	300	1,292	1,114	108,600	0
"	個別(医療機関)	頸部検診	博愛病院	173	56	7,010	900	700	700	1,213	393	155,700	39,200
"	個別(医療機関)	頸部検診	日野病院		58	6,090	博愛病院	600	600	0	353	0	34,800
"	個別(医療機関)	頸部検診・体部検診	博愛病院	2		12,260	900	実施なし	1,200	25	0	1,800	0
肺がん検診	集団	レントゲン検診	鳥取県保健事業団	1,443	857	556	無料	無料	無料	802	476	0	0
"	集団	レントゲン検診・喀痰検査	鳥取県保健事業団	168	79	3,286	400	無料	300	552	260	67,200	0
乳甲がん検診	集団	視触診検査	鳥取県保健事業団	510	396	2,100	200	無料	200	1,071	832	102,000	0
乳甲がん検診	個別(医療機関)	視触診検査	博愛病院	163		2,968	400	実施なし	300	484	0	65,200	0
"	個別(医療機関)	視触診検査・レントゲン検査	博愛病院		57	5,888	600	600	600	0	336	0	34,200
"	個別(医療機関)	視触診検査・レントゲン検査	日野病院		63	6,300	博愛病院	600	600	0	397	0	37,800
大腸がん検診	集団	便の潜血検査	鳥取県保健事業団	739	773	1,680	300	無料	200	1,242	1,299	221,700	0
骨粗しょう症検診	集団	レントゲン検査	鳥取県保健事業団	174	360	2,730	600	無料	300	475	983	104,400	0
"	個別(医療機関)	レントゲン検査	博愛病院		38	4,320	実施なし	400	400	0	164	0	15,200
"	個別(医療機関)	レントゲン検査	日野病院		51	3,780	実施なし	400	400	0	193	0	20,400
合計				5,710	4,587					18,343	15,903	1,180,600	322,400

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							協議会提案事項		
専門部会名	保健福祉部会		責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	高齢者福祉・介護保険		責任者	西村・馬詰
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 18 高齢者福祉事業			備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
1	制度なし		<p>溝口町高齢者はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業</p> <p>【目的】 高齢者の介護予防と福祉の向上を図る。</p> <p>【内容等】 【対象者】 老人医療に該当する者(70歳以上の者及び老人保健法25条2号に該当する者)で、前年分の所得税非課税の者。</p> <p>老人保健法25条2号該当者：65歳以上で 身障1～3級 身障4級で音声 機能障害・言語機能障害 身障4級で下肢障害1、3、4号 精神障害1～2級 療育手帳重度</p> <p>【助成金の額】 1回につき1,000円以内で年間12回以内。</p> <p>【利用施設】 ・県保険針灸マッサージ協会西部支部加盟会員の施設に限定。 ・町への請求は、協会の審査を経たもののみ。</p>		<p>はり・きゅう・マッサージは、医学的に必要な人には主治医が意見書を書き、健康保険や老人医療の給付の対象となる。本人にとっての効果を考えて場合、医療として受けた方が効果があると考えられる。</p> <p>原則的に生活弱者の人が対象であり、医療以外の部分を拾うもの。現在50人程度が本制度を利用。</p> <p>介護予防にも役立っており、財政負担は少ない中で喜ばれている。</p> <p>参 考 同様な制度は、米子、境港、西伯、会見、日南でも実施されている(若干の内容相違点はあり)。</p> <p>現行制度を新町に引き継いだ場合、1,200千円程度で収まる見込みである。</p>		<p>現行どおり新町に引き継ぐものとする。</p>		
2	<p>在宅介護の相談及び支援に関すること</p> <p>【目的】 介護保険の申請・相談。また、在宅介護についての各種支援を行うことによって、介護保険の円滑な実施、並びに老人福祉の向上を図る。</p> <p>【内容等】 介護支援センターの状況 類型 基幹型(小規模型) 名称 岸本町介護支援センター 運営主体 岸本町 併設施設の名称 なし(後方支援 大山リハビリ病院 夜間相談電話転送) 事業開始年月日 平成12年4月1日 配置職員 保健師1名(保健師)、 家庭奉仕員1名(介護福祉士) 事務職員(介護保険担当)</p> <p>主な業務 ・介護保険の相談、申請、総合相談業務、 ・介護保険認定調査 ・福祉用具等の展示、紹介 ・介護者支援事業の実施 ・介護予防事業対象者の決定、ふれあいディサービスの実施(町直営) ・地域ケア会議等の開催 介護予防、介護保険ケア担当者会議(月1回) ・痴呆予防教室実施(社協委託)</p>		<p>在宅介護の相談及び支援に関すること</p> <p>【目的】 介護保険の申請・相談。また、在宅介護についての各種支援を行うことによって、介護保険の円滑な実施、並びに老人福祉の向上を図る。</p> <p>【内容等】 在宅介護支援センターの状況 類型 基幹型(小規模型) 名称 溝口町介護相談センターきずみ 運営主体 溝口町 併設施設の名称 溝口町福祉センター(溝口町`イ`センター) 事業開始年月日 平成11年10月1日 配置職員 保健師1名兼務(保健師)、事務職1名(社会福祉士)、 臨時職員1名(社会福祉主事)</p> <p>主な業務 ・介護保険の相談、申請、総合相談業務、 ・介護保険認定調査 ・福祉用具等の展示、紹介 ・未実施 ・委託事業で実施 ・未実施 ・未実施</p>		<p>在宅介護支援センターの設置方式は両町とも直営 合併後の組織体制、人的配置などの調整が必要。 溝口町、介護教室や地域ケア会議が定例的に実施されていない。 痴呆予防教室は岸本町のみ実施。</p>		<p>合併時に一元化する。</p> <p>介護支援センターは小規模基幹型1カ所と地域型1カ所を町直営で設置する。</p> <p>岸本町基幹型設置 補助対象限度9,300千円 溝口町地域型設置 補助対象限度2,790千円</p> <p>2カ所の介護支援センターには、広域連合の介護保険システムのほか、住民記録などの町行政システムを設置して、どちらの支援センターでも、住民のニーズに対応できるようにする。</p> <p>介護支援センターの運営方針、介護予防事業の実施方法、対象者決定などについては新町で新たに定める。</p>		

行政現況調査調整一覧表							協議会提案事項	
専門部会名	保健福祉部会	責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	高齢者福祉・介護保険	責任者	西村・馬詰	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 18 高齢者福祉事業	備考				
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法				
3	<p>在宅軽度生活支援事業(にここ訪問サービス)</p> <p>【目的】 介護保険認定者以外の虚弱高齢者の在宅生活を支援するため軽度の生活支援サービスを行う。</p> <p>【対象者】 おおむね65歳以上の単身高齢者、高齢者世帯の虚弱老人要介護認定を受けたもののうち単身高齢者、高齢者世帯「」に該当する者で、特別な対応を要する者(生活管理員派遣事業の該当者)</p> <p>【内容】 ・家事援助・安否確認・生活相談 介護保険サービス以外のサービス(雪かき、軽微な修繕等)</p> <p>【実施方法】 利用者及び利用の決定を除き、岸本町社会福祉協議会に委託</p> <p>【利用料】 150円/時間 利用者実人員 20人 生活保護世帯、生計中心者所得税非課税世帯は無料</p> <p>【実施頻度】 【委託料】 1人あたり1回/週。1回あたり1時間。@1,500円/1時間 1人あたり6回/年。 1人あたり2回/週。1回あたり2時間。</p>	<p>在宅軽度生活支援事業</p> <p>【目的】 介護保険認定者以外の虚弱高齢者の在宅生活を支援するため軽度の生活支援サービスを行う。</p> <p>【対象者】 概ね65歳以上で、要介護認定で非該当となった虚弱高齢者単身高齢者及び高齢者世帯(要介護認定者を含む)</p> <p>【内容】 ・外出時の援助 食事・食材の確保 その他の家事援助等</p> <p>【実施方法】 利用者、サービス内容及び利用の決定を除き、溝口町社会福祉協議会、社会福祉法人萌生会に委託</p> <p>【利用料】 1時間以内150円、1時間以上1時間30分以内220円、その後30分増すごとに80円を加算</p> <p>【実施頻度】 1人あたり1回/週(原則)</p> <p>【委託料】 1時間以内1,500円、1時間以上1時間30分以内2,200円、その後30分増すごとに800円を加算 14年度は利用者なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料が異なる。岸本町 非課税減免あり、溝口町 減免なし。 ・溝口町利用者なし、原因はなにか分析が必要。 ・サービス内容が異なる部分がある。岸本町のみ 雪かき、軽微な修繕がある。 	<p>合併時に一元化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先は、介護保険サービス利用者以外の高齢者福祉事業の一環であり、地域福祉の観点から社協委託が望ましい。現在溝口町は利用者が無いため、委託先の一本化を図る。 ・実施頻度は、週1回、1回あたり2時間を上限とする。 ・利用料は、1時間以内150円、1時間30分以内220円、2時間以内300円。 ・委託料は、1時間以内1,500円、1時間30分以内2,200円、2時間以内3,000円。 ・介護保険以外のサービスは廃止。 ・対象者は要介護認定者を除き、概ね65歳以上の単身、高齢者世帯の虚弱高齢者。 				
4	<p>ふれあいデイサービス事業</p> <p>【目的】 65歳以上の要介護認定非該当者で、虚弱な老人に対し、生きがいづくりと健康維持を目的とし通所サービスを実施する。</p> <p>【内容等】 【対象者】 65歳以上で次に該当する者 要介護認定で非該当となった虚弱高齢者。 ふれあいデイサービス事業利用基準に該当する者。 その他町長が認める者。</p> <p>【内容】 生活指導 レクリエーション 健康チェック 入浴 給食 送迎(片道)</p> <p>【実施方法】 町直営。保健福祉センターで実施。送迎のみ社協委託。</p> <p>【利用料】 利用料350円/回、食事代500円/回 生活保護世帯、生計中心者非課税世帯は利用料のみ無料</p> <p>【実施頻度】 2回/週(一人あたり週1回)</p> <p>【利用者数】 24人</p>	<p>生きがい活動支援通所事業</p> <p>【目的】 65歳以上の要介護認定非該当者で、虚弱な老人に対し、生きがいづくりと健康維持を目的とし通所サービスを実施する。</p> <p>【対象者】 概ね65歳以上の要介護認定で非該当となった虚弱高齢者</p> <p>【内容】 つぎに掲げる者のうち、必要と認められるもの 生活指導 レクリエーション 健康チェック 入浴 給食 送迎</p> <p>【実施方法】 利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、溝口町社会福祉協議会(溝口町デ「イ」ビ「センター)、医療法人萌生会(寿楽荘)に委託</p> <p>【利用料】 1回あたり500円、給食費の実費については、実施施設の単価</p> <p>【実施頻度】 【委託料】 5,000円 週あたり 1回</p> <p>【利用者数】 2人(社協のみ) 平成16年度利用者なし</p>	<p>事業実施方法が異なる。 岸本町は町直営、ただし送迎のみ社協へ委託 溝口町は社協・萌生会に業務委託 溝口町の利用者が少ない(社協委託のみ2人) 平成16年度利用予定者なし 利用料、食事料の利用者負担が異なる</p> <p>町の委託単価が異なる。 岸本町 町直営(送迎部分委託料一回500円) 溝口町 1人当り一回 5,000円</p>	<p>岸本町の例を基本として合併時に一元化する</p> <p>[対象者] 介護認定を受けていない虚弱高齢者及び支援費制度を利用していない心身障害者</p> <p>[実施頻度] 1人当たり週1回</p> <p>[実施方法] 生きがい活動支援通所事業は町直営ただし、送迎部分は社協委託(巡回バス便との調整)</p> <p>[内容] 生活指導、生活リハビリ、健康チェック等</p> <p>[利用料] 利用料350円/回 食事代500円/回 生活保護は利用料無料</p> <p>[送迎委託] 外出支援事業で対応する。本事業の参加に限る。</p>				

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							協議会提案事項		
専門部会名	保健福祉部会		責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	高齢者福祉・介護保険		責任者	西村・馬詰
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 18 高齢者福祉事業			備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
5	<p>痴呆介護教室</p> <p>【目的】 高齢者の痴呆予防と早期発見により悪化を防止する。</p> <p>【内容等】 痴呆予防教室(平成15年度開始) 対象:軽度の痴呆高齢者、閉じこもり傾向にある者、特に必要と認める者 実施方法:対象者選定まで介護支援センター、教室は社協委託ゲーム等による脳活性化訓練 実施回数:週1回 20回終了後月1回フォローアップ 参加費:500円(1回当たり) 委託料:5,000円(1回、1人あたり)</p> <p>15年度参加者 10名</p>		実施なし		痴呆予防教室は岸本町のみ実施している。		合併時に岸本町の例により一元化する。		
6	<p>高齢者緊急通報体制整備事業</p> <p>【目的】 ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯等で日常の見守りが必要な者に対し、緊急連絡用の電話を設置し、利用者が緊急通報ボタンを押した時は、あらかじめ登録された近所の協力者へ通報される。</p> <p>【実施主体】 岸本町社協で実施(日常生活用具貸与事業) 利用希望者は、社協に申し込み、設置 町は、所要経費を社協へ補助金として交付。</p> <p>【対象者】 概ね65歳以上の単身高齢者及び高齢者世帯で見守りが必要な者。(要介護認定者を含む)</p> <p>【内容】 対象者の家庭から簡易に通報できる緊急電話器を設置。 受信体制 介護支援センター電話で受信(夜間は大山リハビリ病院に転送)第1及び第2通報先は近隣者及び民生委員等、第3通報先は介護支援センター 受信者が第1~3協力者に連絡し、現場の状況を確認し、緊急対応を行う</p> <p>【利用料】 年間300円</p> <p>【登録者数】 24人</p>		<p>高齢者緊急通報体制整備事業</p> <p>【目的】 ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯等で日常の見守りが必要な者に対し、緊急連絡用の電話を設置し、利用者が緊急通報ボタンを押した時は、あらかじめ登録された近所の協力者へ通報される。</p> <p>【実施主体】 町</p> <p>【実施方法】 利用者から町への申込みにより、緊急通報装置を設置</p> <p>【対象者】 概ね65歳以上の単身高齢者及び高齢者世帯等(要介護認定者を含む)</p> <p>【内容】 単身高齢者及び高齢者世帯等に対し、簡易に通報できる緊急通報装置を設置し、緊急時のネットワークを形成する 第1及び第2通報先は近隣者及び民生委員等、第3通報先は介護相談センター、第4通報先は消防署を設定</p> <p>【利用料】 無料</p> <p>【登録者数】 65人</p>		<ul style="list-style-type: none"> 岸本町では、協力者の確保が困難になってきている。(昼間の不在、責任の負担感等がある) 協力者は留守電・FAXが付けられない 溝口町 夜間は迷惑が掛かるため使用しない人がある。 痴呆の人が頻繁に押し協力者に迷惑が掛かることがある。 利用実績は、誤報がほとんど。 地域の見守りや相談と生命にかかわる緊急事態との対応については、区分して検討する必要がある。 <p>溝口町では平成16年度にケーブルテレビ回線を利用した緊急通報システムを整備する計画がある。しかし連絡方法が強化されるだけで通報受信後の対応は現状どおりである。</p>		<p>合併後3年程度で一元化する。 溝口町は平成16年度整備システムを継続する。 岸本町は合併までは現状どおりとする。</p> <p>合併後に民間の緊急通報システム導入を検討する。 民間の緊急通報システムは24時間体制で緊急通報センターで受信し、必要に応じてガードマンを派遣する方式である。</p> <p>【合併後の岸本町分導入案】 警備会社委託料の1/2を補助する。 合併後に警備会社に委託 (案) 警備会社と利用者が契約し、その月額1/2を補助する。</p> <p>緊急通報受付、ガードマン派遣有り 相談通報、機器保守点検を含み 業者見積額 月額2,625円/台・月 所要経費24人×2,625円×1/2=31,500円/月 岸本町年額 378千円 電話機の購入費は除く。 現在の両町の電話機をそのまま利用できる。</p>		
7	<p>高齢者等移送サービス、通院助成等事業</p> <p>【目的】 公共交通機関の乗降が不自由な方の在宅生活を支援するため、病院や公共施設へ送迎する。</p> <p>【内容】【対象者】・【実施方法】・【利用料】等は、別紙のとおり。</p>		<p>高齢者等移送サービス、通院助成等事業</p> <p>【目的】 公共交通機関の乗降が不自由な方の在宅生活を支援するため、病院や公共施設へ送迎する。</p> <p>【内容】【対象者】・【実施方法】・【利用料】等は、別紙のとおり。</p>		別紙のとおり。		合併時に一元化する。 <u>調整方針は、別紙のとおり</u>		

岸本町・溝口町 高齢者等移送サービス、通院助成等比較表

事業名	区分	岸本町	溝口町	調整案
外出支援事業	対象者	要介護1以上の高齢者 身体障害者で下肢不自由のためバス等の利用が困難な者	概ね65歳以上の高齢者で一般の公共交通機関を利用することが困難な者(概ね要介護2以上) 概ね60歳以上の高齢者で下肢が不自由な者	概ね65歳以上の高齢者で、一般の公共交通機関を利用することが困難な者(要介護1以上を目安とし個々の状態を見て判断する) 概ね60歳以上の高齢者で、下肢不自由のため一般の公共交通機関を利用することが困難な者(障害等級2級以上を目安とする) 車いす使用者等で一般の公共交通機関を利用することが困難な者
	委託先	岸本町社会福祉協議会(運転手は第2種運転免許所持者)	溝口町社会福祉協議会(運転手はヘルパー) 社会福祉法人 萌生会(運転手は臨時雇用)	社会福祉協議会・萌生会(ただし自施設への送迎は対象外) (運転手は第2種運転免許所持者に限る)
	委託料	町内:1,000円/回 町外:5,000円/回	5,000円/回(町内外問わず)	委託料は距離(片道)により次の段階を設ける 0~5km未満 1,000円/回 5~10km未満 2,000円/回 10~15km未満 3,000円/回 15~20km未満 4,000円/回 20~30km未満 5,000円/回
	利用者負担	町内:100円/回 町外:500円/回	2,000円/月(町内外問わず)	委託料の1/2(生活保護世帯は無料)・町内は一律500円
	送迎場所	自宅~医療機関、福祉サービス提供機関	自宅~医療機関、福祉サービス提供機関	自宅~医療機関・公共施設・公用
	利用回数制限	月2回(人工透析患者は週1回)	原則週1回(人工透析患者は通院に必要な回数)	月3回(ただし、人工透析治療等、障害のため定期的な治療が必要な者については、当該通院に必要な回数とする)
	利用実績	60人(14年度決算額1,408千円)	59人(14年度決算額5,690千円)	
	その他 財源	介護者の同乗が必要(1人乗車は認めない) 県3/4	同乗者は不要(1人乗車可) 県3/4	介助者同乗の要否は利用決定時に町が判断し決定する 【高齢者】県3/4(在宅福祉事業費補助金) 【障害者】一般財源
人工透析患者通院費助成事業	対象者	人工透析治療のため医療機関へ通院している者 年20,000円(交通手段問わず)	人工透析治療のため医療機関へ通院している者 公共交通機関利用・・・実費の1/2 自家用車利用・・・公共交通機関利用した場合に準じる 【加算】自宅からバス停等までの距離が1km以上の者については、バス代換算の1/2を加算	通院費助成は廃止する 要介護、障害などのため公共交通機関の利用が困難な者は外出支援事業(利用者負担1/2)で実施 自家用車、公共交通機関利用者は補助廃止
	助成額			
	利用実績 財源	7人(14年度決算額140千円) 一般財源	8人(14年度決算額389千円) 一般財源	
精神障害者通院費助成事業	対象者	制度なし	精神障害の医療を受けるため医療機関へ通院する者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条の適用を受ける者) 小規模作業所へ通う者	身体・知的・精神の3障害者とも公共交通機関の利用が困難と認める者については、外出支援事業(利用者1/2)で実施する。 ただし、利用にあたっては介護保険を優先する。
	助成額		公共交通機関利用・・・実費の1/2 自家用車利用・・・公共交通機関利用した場合に準じる 【加算】自宅からバス停等までの距離が1km以上の者については、バス代換算の1/2を加算	作業所通所のため、公共交通機関を利用の場合は実費の1/2補助(加算は廃止)とし、公共交通機関を利用できない場合に限り、自家用車利用についても補助を行う。
	利用実績 財源		17人(14年度決算額744千円) 医療通院分のみ 一般財源	
参 考	町が実施している主な保健福祉事業の送迎状況	送迎あり(機能訓練事業) 片道のみ送迎(ふれあいデイサービス) 送迎なし(痴呆予防教室)	送迎あり(生きがい通所事業、機能訓練事業)	外出支援事業(利用者1/2)で実施する。 (当該事業に参加する場合の送迎に限る)
	社協単独移送事業	制度なし	事業名称 溝口町社会福祉協議会移送サービス事業 事業概要 登録会員制。車両利用は予約制。予約期間は利用日の1ヶ月前から3日前まで。 対象者 おおむね60歳以上の者であって床についている状態が3ヶ月以上継続している者で移送困難な者 身障手帳1.2級の者 居宅介護、通所介護利用者で移送サービスが必要な者 重度心身障害児(者)で自立が困難な者 利用目的 福祉施設への通所、入退所 病気治療(通院治療、入退所) 公共機関の手続き 福祉団体、ボランティア団体が主催する事業、会議等に参加するとき 利用回数上 必要最小限度 利用料 無料 利用者数 30人(実人員) その他 町委託事業との連携なし	外出支援事業(利用者負担1/2)に統合 対象者・利用目的・回数は 外出支援事業と同等 介護サービスのデイサービス・デイケアなどの通所は介護保険で対応する。外出支援事業の対象外
	高齢者バス回数券交付事業	制度なし	事業概要 自宅最寄りバス停から溝口市街地までのバス回数券を交付する。申請に基づき交付。 対象者 70歳以上の者 交付枚数 11枚綴回数券×2冊(年) 利用者数 631人(平成 年度実績)	外出支援事業を充実すれば、公共交通機関は元気で自家用車の無い方の利用のみとなる。岸本町実施の循環バスの代替措置として存続。 通学に重点をおいた、送迎体制も必要。
	町循環バス運行事業	【利用料】100円/回(70歳以上高齢者、障害者は無料) 【運営費】7,155千円(地方バス路線維持対策補助金) 【財源】一般財源(交付税算入あり)	運行なし	外出支援事業の対象者が拡大になるため、通学と保健センター行きを重点にしたダイヤに変更する。

専門部会名	保健福祉部会	責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	高齢者福祉・介護保険	責任者	西村・馬詰
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 18 高齢者福祉事業	備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
8	<p>敬老会補助金・金婚式・高齢者の贈り物</p> <p>【目的】 町内の75歳以上のお年寄りの長寿を祝い、これまで町の発展に寄与された労をねぎらう。結婚50周年を祝う。</p> <p>88歳以上の高齢者に町から記念品を贈呈する。</p> <p>【内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敬老会補助金 75歳以上の方に1人あたり3,000円を支給 支給対象団体:町内事業実施部落(H14年度:35部落) @3,000円×877人=2,631,000円 金婚祝賀式 大山口イザルホテルにて開催。15年度19組予定 619千円 記念品(木杯) @10,000円、料理1人@5,000円(来賓は自己負担) 集合記念写真・生花・飲み物・会場費等 高齢者の贈り物 88歳以上の方に、座布団又は肌布団を送る。 88歳の者 座布団 @4,700円×24人=112,800円 89歳以上の者 肌布団 @3,400円×102人=346,800円 	<p>敬老会・金婚式</p> <p>【目的】 町内の75歳以上のお年寄りの長寿を祝い、これまで町の発展に寄与された労をねぎらうとともに、結婚50周年を迎えられた夫婦を祝う。</p> <p>【内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 9月上旬(敬老の日直前の金曜日)に開催。会場:町民体育館 対象者:約1,000人 参加者:約500人 貸切バス10台以上、タクシー、町車数台で、町内前部落から送迎を行なう。参加者1人当り2,000円程度の折箱と演芸。 午前中(11時~12時)の式典において、町長挨拶、記念品贈呈等を行う。金婚者は記念写真撮影(写真代1組5,000円程度町費)。13時30分まで祝宴(演芸)。 高齢者等記念品 75歳以上:タオルセット(@1,365円×1,000人=1,365,000円) 95歳以上:肌布団(@4,725円×21人=99,225円) 金婚者:バスタオル(@1,785円×41組=73,185円) プラス金杯(@5,250円×41組=215,250円) 88歳の者:社会福祉協議会から敷パッド(金額不明)を贈呈 	<p>敬老会</p> <p>新町で岸本方式を導入した場合、単純計算で経費が半分となる。 その場合、旧溝口町で部落開催をしていただける部落がどれくらいになるか未知数。岸本町でも部落開催は減少している。</p> <p>新町で溝口町方式を実施した場合、会場がない。また、分散開催したとしても非効率であるし、経費も倍以上膨らんでしまう。</p> <p>金婚式</p> <p>金婚式(婚式)は、本来プライベートなメモリアルイベントであり、公が音頭取りするのは問題があるという説もある。</p> <p>高齢者の贈り物</p> <p>岸本町は88歳以上、溝口町は75歳以上に記念品を贈る。</p> <p>県は100歳以上に祝詞と銀盃を贈る。</p>	<p>合併時に一元化する。</p> <p>敬老会 岸本町の例(年齢引上)により新町に引き継ぐ H17年度 補助対象76歳以上・補助基本額1人3,000円 H18年度以降 補助対象77歳以上・補助基本額1人3,000円</p> <p>金婚式 岸本町の例により新町に引き継ぐ、ただし新町において見直しを行う。</p> <p>高齢者の贈り物 88歳・90歳・99歳・100歳以上の方に記念品を贈る。</p>			

敬老会・金婚式・高齢者の贈り物調整表

保健福祉部会

16.6.1 現在

区分	岸本町		溝口町		調整案		備考
敬老会	対象者	75歳以上(9月1日現在)	対象者	75歳以上(数え年)	対象者	77歳以上(9月1日現在)	基準日現在の満年齢
	実施方法	各集落で敬老会を実施 町補助金1人当3,000円 × 877人=2,631千円	実施方法	敬老会を町で実施 貸切バス10台、タクシー、町 公用車などで全集落送迎。 参加者約500人 2,000円折箱・演芸	実施方法	各集落で敬老会を実施 町補助金1人当3,000円 × 1,577人=4,731千円	77歳以上 溝口町 860人 岸本町 717人
	費用	2,631千円	費用	5,029千円	費用	4,731千円	
金婚式	対象者	結婚50年の夫婦(事実婚)	対象者	結婚50年の夫婦(事実婚)	対象者	結婚50年の夫婦(事実婚)	欠席者にも贈る 出席者のみ 出席者のみ 式参加40組想定
	実施方法	町主催、大山口イヤルホテル で実施 記念品(木杯)10,000円 料理一人5,000円 生花、会場費、飲物 来賓5,000円自己負担 記念写真(集合)1,000円	実施方法	町主催、敬老会当日の午前に 開催。折箱は敬老会分を充てる 記念品(金杯)5,250円 (バスタオル)1,785円 記念品は欠席者にも贈る 記念写真1組5,000円	実施方法	町主催、実施会場はレスト ラン等 記念品(木杯)10,000円 料理一人5,000円 生花、会場費、飲物 来賓5,000円自己負担 記念写真(集合)1,000円	
	費用	15年度19組 619千円	費用	15年度41組 446千円	費用	60組予定 1,400千円	
高齢者の贈り物	対象者	88歳 座布団4,700円 × 24人=113千円 89歳以上 肌布団3,400円 × 102人=347千円	対象者	75歳以上 タオルセット1,365円 × 1,000人=1,365千円 95歳以上 肌布団4,725円 × 21人=99千円	対象者	88歳 座布団4,700円 × 60人=282千円 90歳 肌布団3,400円 × 50人=170千円 99歳 肌布団3,400円 × 5人=17千円 100歳以上 肌布団3,400円 × 3人=10千円	
	費用	460千円	費用	1,464千円	費用	479千円	
	合計	3,710千円		6,939千円		6,610千円	

行政現況調査調整一覧表							協議会提案事項																								
専門部会名	保健福祉部会	責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	障害者福祉事業	責任者	景山 昌文																								
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 21 障害者福祉事業	備考																											
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法																											
1	<p>岸本町作業所運営費補助事業</p> <p>【目的】 岸本町作業所の運営を支援し、もって地域障害者福祉活動の推進を図ることを目的とする。</p> <p>【内 容】 岸本町作業所へ運営費の補助を行う</p> <p>【対 象 者】 精神障害者及び知的障害者の家族会（作業所運営主体）</p> <p>【補助対象事業】 岸本町作業所運営事業</p> <p>【補助対象経費】 鳥取県小規模作業所運営費補助金交付要綱に掲げるもののうち「人件費」及び「事務費」</p> <p>【補助金の額】 鳥取県小規模作業所運営費補助金交付要綱で定める補助基準額の範囲内</p> <p>岸本町作業所の概要 開 所：平成14年10月 通所定員：9人（ 型） 増員可能 現在の通所者数 7名 運営主体：岸本町家族会 対 象 者：在宅の精神障害者及び知的障害者 主な活動内容：自主製品づくり及び販売、清掃作業等 開所日数：年間240日（月～金） 指導員：1名 補助指導員：1名</p>	<p>制度なし</p> <p>日野町おしどり作業所を利用している。</p>	<p>岸本町のみ実施している。</p> <p>溝口町からの通所希望者の受け入れ時期をどうするか。</p> <p>合併後できるだけ早く通所者10人以上の 型に昇格し、国庫補助対象とする。</p>	<p>岸本町の例により新町に引き継ぐ。</p> <p>溝口町からの通所者の受け入れ時期については合併後とする。</p> <p>新町になってからの新規通所者は原則として、岸本作業所に通所する。</p> <p>おしどり作業所利用者で引き続きおしどり作業所を希望する者については、継続利用とする。</p>																											
2	<p>制度なし</p>	<p>おしどり作業所運営事業</p> <p>【目的】 精神障害者の福祉の向上を図る。</p> <p>【内容等】 障害者福祉団体等への助成</p> <p>【対象者】 日野郡精神障害者小規模作業所（おしどり作業所）</p> <p>1. 補助対象事業費 金 6,148,000円 県補助（1/2） 3,074,000円 日野郡4町負担金（1/2） 3,074,000円</p> <p>2. 日野郡4町の負担金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>均等割(1/2)</th> <th>人口割(1/2)</th> <th>小計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日南町</td> <td>384,250円</td> <td>507,180円</td> <td>891,430円</td> </tr> <tr> <td>日野町</td> <td>384,250円</td> <td>332,650円</td> <td>716,900円</td> </tr> <tr> <td>江府町</td> <td>384,250円</td> <td>298,160円</td> <td>682,410円</td> </tr> <tr> <td>溝口町</td> <td>384,250円</td> <td>399,010円</td> <td>783,260円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,074,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 溝口町の利用者 5名</p> <p>4. 運営主体 日野町社会福祉協議会</p>		均等割(1/2)	人口割(1/2)	小計	日南町	384,250円	507,180円	891,430円	日野町	384,250円	332,650円	716,900円	江府町	384,250円	298,160円	682,410円	溝口町	384,250円	399,010円	783,260円				3,074,000円	<p>溝口町のみ実施</p> <p>岸本町では保健福祉センター内に作業所があり、補助を行っている</p> <p>合併後も負担を行うか、行わないか</p> <p>（負担を行わない場合）現在利用している者（5名）をどうするか</p>	<p>現行のとおりとする。</p> <p>合併時つぎの方針により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境変化への適応が困難な者については、引き続きおしどり作業所へ通所することとする。 ・岸本作業所への通所を希望する者については、合併後に岸本作業所へ通所することとする。 ・また合併後に、新たに通所を希望する者については、岸本作業所へ通所することとする。 <p>合併後の補助（負担）金の各町の負担割合については、関係町間で協議が必要。通所者が減少しても現行制度では負担金が変わらない。</p>			
	均等割(1/2)	人口割(1/2)	小計																												
日南町	384,250円	507,180円	891,430円																												
日野町	384,250円	332,650円	716,900円																												
江府町	384,250円	298,160円	682,410円																												
溝口町	384,250円	399,010円	783,260円																												
			3,074,000円																												

1. 作業所の目的

在宅で障害のある方の社会参加と就労の支援。

2. 作業所の開設状況等について

①平成14年10月1日開設 ②名称=岸本町作業所 ③所在地=鳥取県西伯郡岸本町大殿1,010番地
(岸本町健康福祉センター内)

④実施主体=岸本町家族会 ⑤主治医の推薦する者で本人及び家族が希望する者
(代表者氏名 家族会代表 佐藤 正樹)

⑥TEL=0859(68)4652 ⑦指導員1名, 補助指導員1名

3. 通所者 7名

4. 作業(運営事業)の内容

- ①自主製品づくり(手作り石鹸, クッキー等のお菓子づくり, 布製品)
- ②町保健福祉センター(温泉棟)での自主製品の販売業務
- ③町保健福祉センター外回り及び中庭の芝管理、美化清掃の受託業務
- ④その他、必要な事項

5. 開所予定日数及び開所時間

- ア. 開所日数 年間240日
- イ. 開所時間 午前9時00分～午後3時00分

6. 事業収支予算書 (別紙)

7. 事業及び活動計画書

(1) 作業所内活動

- * 自主製品の製作 * 自主製品の販売及び販売促進 * ミーティング(随時) * 研修会(月1回ないし随時)
- * 健康管理及び健康促進(体操、水中ウォーキング、ウォーキング、健康診断、歯の健康相談、調理実習等。)
- * 作業所新聞「ひとつぶの麦」の発行
- * 保護者会 (必要時随時) * その他、作業所内活動に必要な事項

(2) 作業所外活動

- * 地域との交流 * 各種のバザーへの出店 * 各種イベントへの参加
- * 県内作業所等との交流会 * 体験学習 * 奉仕作業(清掃等)
- * その他、作業所外活動に必要な事項

8. 作業所運営委員会

- * 随時開催

9. 指導員研修会

- * 必要時参加

10. 月別の主な事業活動計画表

* 別紙

単位:円

収入の部				
科目	15年度予算額	14年度予算額	比較増減	摘要
1. 利用料	84,000	52,000	32,000	利用料1,000/月×7人×12月
2. 補助金	3,074,000	1,796,000	1,278,000	町・県補助金
3. 助成金	80,000	0	80,000	社会福祉協議会・岸本町家族会「清流」(60,000) (20,000)
4. 事業収入	1,200,000	603,000	597,000	自主製品等販売・岸本町より委託業務(1,000,000) (200,000)
5. 作業所後援会会費	150,000	407,000	-257,000	後援会費
6. 寄付金	0	100,000		
7. 雑収入	1,000	0	1,000	利子等
8. 繰越金	9,408	0	9,408	
合計	4,598,408	2,958,000	1,640,408	

支出の部						
科目	15年度予算額	14年度予算額	財源内訳		比較増減	摘要
			会費等	補助金		
1. 職員人件費						
指導員俸給	2,600,000	1,290,000		2,600,000	1,310,000	7,000円×1人×20日×12月 4,800円×1人×16日×12月
福利費	200,000	32,000		200,000	168,000	労働保険・社会保険
3. 事務費					0	
消耗品費	90,000	178,000		90,000	-88,000	事務用品等
印刷製本費	24,000	42,000		24,000	-18,000	写真代等
役務費	100,000	37,000		100,000	63,000	電話・切手・NHK受信料・車輛燃料費
2. 原材料費					0	
原材料費	600,000	382,000	600,000		218,000	
原材料引当金	51,000	51,000	51,000		0	
4. 工賃						
通所者工賃	519,000	135,000	519,000		384,000	(基本給1000円+歩合給)×7人×12月
通所者工賃引当金	30,000	30,000	30,000		0	
5. その他						
後援会運営費	30,000	73,000	30,000		-43,000	
研修参加費	30,000	259,000	30,000	0	-229,000	
保険料	21,000	33,000	21,000	0	-12,000	障害保険料(3,000×7人)
旅費・行事参加費	50,000	50,000	0	50,000	0	交流会等参加
行事運営費	74,000	42,000	74,000	0	32,000	作業所月例行事等
行事運営引当金	10,000	10,000	10,000		0	〃
社会参加推進費	80,000	49,000	80,000	0	31,000	社会参加推進(助成金事業)
講師謝金	10,000	0	0	10,000	10,000	5,000円×講師2回
会議費(茶菓代)	6,000	6,000	6,000	0	0	運営協議会
備品購入費	50,000	246,000	50,000	0	-190,000	備品購入費
負担金	14,000	9,000	14,000	0	5,000	指導員連絡会負担金・協会会費
6. 予備費	9,408	10,000	9,408	0	-592	
合計	4,598,408	2,958,000	1,524,408	3,074,000	1,640,408	

精神障害者福祉施設運営要綱

社会福祉法人日野町社会福祉協議会は精神障害者に係る次の施設を運営するものとする。

[精神障害者グループホーム]

(設置)

第1条 日野町精神障害者地域生活援助事業運営要綱（以下「要綱」という。）第2条第3項により町の委託を受けて「グループホーム」を管理運営する。

(目的)

第2条 要綱第1条の目的達成のため、日野郡内において、共同生活を希望する精神障害者等に、住居および日常生活上の必要な援助を提供することにより、その自立生活を助長することを目的とする。

(名称及び所在地)

第3条 グループホームの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 かがみやま荘
- (2) 所在地 鳥取県日野郡日野町黒坂1274番地

(定員)

第4条 「かがみやま荘」の定員は4名とする。

(入居条件)

第5条 入居対象者は、日野郡内に居住する対象者であって、次の各号にあげる全ての条件に該当する者とする。

- (1) 日常生活上の援助を受けないで生活することが困難な者
- (2) 一定程度の自活能力があり、数人で共同の生活を送ることに支障がない者
- (3) 日常生活を維持するに足りる収入があること

(運営)

第6条 「かがみやま荘」の管理運営に必要な経費は、次の各号にあげるものをもってあてる。

- (1) 国、県に係る補助金
- (2) 日野郡内各町からの補助金
- (3) 利用料

(4) 事業に伴う収入

(5) 寄附金、その他の収入

2 前項3号に規定する利用料は入居者の負担とし、次の各号にあげる経費にあてる。

- (1) 飲食費
- (2) 光熱水費
- (3) その他生活に要する共通経費

3 利用規則は別に定める。

(職員)

第7条 「かがみやま荘」に次の職員を置く。

- (1) 所長 1名
- (2) 副所長 1名
- (3) 世話人 1名
- (4) 世話人補助者 若干名
- (5) 宿直人 若干名
- (6) 事務局長 1名

2 職員は日野町社会福祉協議会（以下「社協」という。）会長が任免する。

3 事務局長は社協事務局内に置く。

(職務)

第8条 職員の任務は次のとおりとする。

- (1) 所長は社協会長の命を受け「かがみやま荘」の運営にあたり、職員の指揮監督にあたる。
- (2) 副所長は所長を補佐し、所長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 事務局長は事業の庶務及び会計の事務を行う。

2 世話人及び宿直人については、別に委託契約を結ぶものとする。

[精神障害者小規模作業所]

(目的及び設置)

第9条 在宅の精神障害者が、共同作業を通じて、相互の交流と憩の場、社会参加と情報交換などにより社会生活適応能力の向上を図り自立を目指すため、作業所の設置及び管理運営を行う。

(名称及び所在地)

第10条 作業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 おしどり作業所

(2) 所在地 鳥取県日野郡日野町黒坂1223番地

(利用対象者)

第11条 作業所の利用対象者は日野郡内に居住する精神障害者等で、病状の安定した者。

(職員)

第12条 おしどり作業所(以下「作業所」という。)に次の職員を置く。

- (1) 所長 1名
- (2) 副所長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 指導員 2名
- (5) 補助指導員 若干名

2 職員は社協会長が任免する。

3 事務局は社協事務局内に置く。

(職務)

第13条 職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 所長は社協会長の命を受け作業所の運営にあたり、職員の指揮監督にあたる。
- (2) 副所長は所長を補佐し、所長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 事務局長は事業の庶務及び会計の事務を行う。

2 指導員の就業規則は別に定める。

(運営)

第14条 作業所の管理運営に必要な経費は次の各号にあげるものをもってあてる。

- (1) 国、県及び日野郡内各町からの補助金
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄附金、その他の収入

(作業賃金)

第15条 事業に伴う収入は、賃金として作業従事者に支払うものとする。

[運営委員会]

(設置)

第16条 「かがみやま荘」及び「おしどり作業所」の運営について協議するため、精神障害者施設運営委員会(以下「運営委員会」という。)及びスタッフ連絡会を置く。

(運営委員会)

第17条 運営委員会は次の各号の者から社協会長が委嘱する。

- (1) 日野郡内各町長
- (2) 鳥取県日野総合事務所担当課長
- (3) 日野郡精神障害者家族会(以下「おしどり家族会」という。)会長及び副会長
- (4) 社会福祉協議会会長

第18条 運営委員会は次の事項を協議決定する。

- (1) 事業計画
- (2) 事業実績
- (3) その他運営に関する重要事項

第19条 運営委員会は社協会長が招集し、毎年4月に開催するものとする。

(スタッフ連絡会)

第20条 スタッフ連絡会は、次の者から社協会長が委嘱する。

- (1) 日野郡各町担当者
- (2) 鳥取県日野総合事務所担当者
- (3) おしどり家族会長

第21条 スタッフ連絡会は事務局長が招集し、必要に応じ開催する。

第22条 スタッフ連絡会は第17条で協議決定された事項の執行について検討する。

[その他重要事項]

第23条 社協会長は第17条で協議決定された事項について、理事会、評議員会に報告しなければならない。

第24条 社協監事は会計及び事業の執行状況を監査し、運営委員会に報告するものとする。

附 則

第25条 この要綱は平成15年4月1日より施行する。

専門部会名	保健福祉部会		責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	社会福祉協議会		責任者	西村 裕生
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 23 社会福祉協議会			備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
1	<p>岸本町社会福祉協議会運営事業</p> <p>【目的】 岸本町社会福祉協議会の運営並びに活動を支援し、地域福祉の増進を図ることを目的とする。 《内容等》</p> <p>【運営補助】 社協運営のための人件費及び運営経費の町補助金 人件費 5人分 20,222千円・運営事業 1,752千円</p> <p>【町受託事業】 介護予防事業など6事業 4,965千円</p> <p>【介護保険事業】 介護保険サービス指定事業者 収入 78,244千円</p> <p>【障害者支援費事業】 身体障害者支援費事業実施 2事業 収入 3,882,570千円</p> <p>【施設管理事業】 老人福祉センター管理事業 1,272千円 デイサービスセンター償還金 3,743千円</p>		<p>溝口町社会福祉協議会運営事業</p> <p>【目的】 溝口町社会福祉協議会の運営並びに活動を支援し、地域福祉の増進を図ることを目的とする。 《内容等》</p> <p>【運営補助】 社協運営のための人件費及び運営経費の町補助金 人件費 2人分 8,543千円・運営事業 6,384千円</p> <p>【町受託事業】 介護予防事業など3事業 7,196千円</p> <p>【介護保険事業】 介護保険サービス指定事業者 収入 110,840千円</p> <p>【障害者支援費事業】 身体障害者支援費事業実施 1事業 収入 2,100千円</p> <p>【施設管理事業】 福祉センター管理事業 4,938千円</p>		<p>人件費・運営費の補助金の調整が必要</p> <p>一般福祉事業の実施内容が異なる。 町受託事業の種類、単価が異なる。 障害者支援費事業のうちデイサービスは岸本町社協のみ実施(溝口町は相互利用制度)</p> <p>老人福祉センターなどの施設管理費の統一が必要。</p> <p>各種福祉団体の事務局が異なる。</p>		<p>合併時に一元化する。</p> <p>○両町社会福祉協議会は、合併時に統合する。</p> <p>○事業内容は、概ね別紙のとおり一元化することとし、合併までに両町社会福祉協議会と協議して調整する。</p>		

社会福祉協議会調整表(案)

H16・5・25

区 分	岸本町社会福祉協議会現行		溝口町社会福祉協議会現行		調 整 案
	総 額(円)	内 町支出金	総 額(円)	内 町支出金	
人件費(財源内訳) 計	79,221,442	20,221,745	101,906,915	22,881,434	
町補助金	20,221,745	20,221,745	22,881,434	22,881,434	社協の運営管理部門及び地域福祉事業担当職員について補助対象とする。 合併後の組織体制により補助対象の職員を指定する。
介護保険・支援費収入	57,873,802		75,809,543		
受託収入	164,895		1,894,938		
会費・県補助金	961,000		1,321,000		
一般管理事業費(支出) 計	7,063,914	1,752,355	8,335,474	4,724,657	
役員会費	401,000		548,043		社協独自事業
事務局費	2,643,830	552,853	2,865,951	389,800	合併後補助規定を定める
愛の輪運動・さわやか福祉事業	478,546	239,273	600,800	290,000	合併後補助規定を定める
寝たきり友愛訪問			106,000		社協独自事業
初盆お供え・母子父子家庭激励			169,823		社協独自事業
日常生活用具貸与	159,666	111,766			合併後補助規定を定める
ボランティア推進事業	848,463	848,463	66,420	66,420	合併後補助規定を定める
集落推進委員活動事業	1,261,570				社協独自事業
地域福祉相談事業			66,000	66,000	心配ごと相談事業に移行
福祉バス運営事業			1,741,557	1,741,557	町の受託事業に変更
共同募金配分金事業	1,270,839				社協独自事業
溝口駅前自転車置き場管理			76,000	76,000	町事業に移管
福祉団体育成(団体事務局)			2,044,880	2,044,880	合併後補助規定を定める
ホームヘルパー養成事業			50,000	50,000	現行どおり継続
町受託事業(収入ベース)	4,964,900	4,964,900	7,196,400	7,196,400	
心配ごと相談	302,400	302,400	0	0	岸本町の例により新町で定める
ふれあいデイサービス	464,000	464,000	475,000	475,000	町直営
配食サービス	929,500	929,500	1,896,400	1,896,400	調整済
外出支援	1,115,000	1,115,000	4,825,000	4,825,000	調整済
にこにこ訪問	1,079,000	1,079,000	0	0	調整済
痴呆予防教室	1,075,000	1,075,000	0	0	調整済
介護保険事業収入	78,244,035	0	110,840,353	0	
ホームヘルプサービス	9,015,215		34,613,278		新町発足時に一元化する
デイサービス	57,816,873		60,889,850		新町発足時に一元化する
指定居宅介護支援	11,411,947		15,337,225		新町発足時に一元化する

H16・5・25

区 分	岸本町社会福祉協議会現行		溝口町社会福祉協議会現行		調 整 案
	総 額(円)	内 町支出金	総 額(円)	内 町支出金	
障害者支援費事業収入	3,882,570	0	4,462,010	4,462,010	
身障ホームヘルプ	846,970		2,099,510	2,099,510	新町発足時に一元化する
身障デイサービス	3,035,600		2,362,500	2,362,500	新町発足時に一元化する デイサービスは相互利用制度
たすけあい寄附金収入	1,969,659		2,455,571		社協独自事業
葬儀用祭壇貸出収入	351,386		281,000		社協独自事業
老人福祉センター管理費	1,272,165	1,272,165	4,938,205	4,938,205	建物管理の直接経費のみとする
デイサービスセンター償還金	3,742,550	3,742,550	741,542	741,542	建設償還金のみ(期限平成23年度)
各種団体事務局					
	老人クラブ		老人クラブ		社協
	身体障害者福祉協議会		身体障害者福祉協議会		社協
	心身障害(児)者育成会		心身障害(児)者育成会		社協
	母子会		母子・父子会		社協
	日赤奉仕団				社協
	日赤分区				町
	ボランティア協会				社協
			遺族会		溝口町で調整中

行政現況調書調整一覧表							協議会提案事項		
専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	環境衛生関係事業		責任者	野坂博文
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25-24 環境対策事業		備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	<p>廃棄物減量等推進委員会</p> <p>一般廃棄物の減量を推進するため、分別収集の住民への指導徹底を図るとともに、地域の環境を保全するための住民活動を推進する。 (全集落から委員を選出している。) (任期) 平成16年1月1日～平成17年12月31日</p> <p>*一般廃棄物の減量を図るため、研修会及び研究会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議開催 年2回程度 ・視察研修 2年に1回 <p>*一般廃棄物の分別収集のための、排出指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治会単位での、分別の指導。 ・ごみ集積所の適正管理の指導。 ・その他、ごみの減量化に関する指導。 <p>*廃棄物減量等推進委員の活動に対し、交付金を支払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額60万円を均等割40%、世帯割60%で支払う。 		<p>該当なし</p> <p>なし</p>		岸本町のみ組織。			<p>合併後、岸本町の例により新たに定める。</p> <p>* 交付金についても同様とする。</p> <p>* 平成17年度から、新町全集落から選任し、廃棄物の減量体制を整える。</p>	
2	<p>分別収集</p> <p>可燃ゴミ以外の一般廃棄物を収集運搬処理する。</p> <p>* 収集カレンダーにより、町内全地区のゴミステーションから収集運搬を行う。</p> <p>* 収集体制 委託業者 1社年間契約</p>		<p>分別収集</p> <p>可燃ゴミ以外の一般廃棄物を収集運搬処理する。</p> <p>* 収集カレンダーにより、町内全地区から収集運搬し処理を行う。(収集場所は、ステーションによらない、地区がある)</p> <p>* 収集体制 委託業者 1社年間契約 (有)リウに委託して、可燃ごみと同一の収集業者で実施する。</p>		* 別紙資料による。			<p>合併後に一元化する。</p> <p>* 詳細は別紙案のとおり調整する。</p>	

岸本町廃棄物減量等推進員会規約

(名称及び所在)

第1条 この会は、岸本町廃棄物減量等推進員会と称し、事務局を役場住民環境課に置く。

(組織)

第2条 この会は、岸本町の各部落より選出された廃棄物減量等推進員をもって組織する。

(目的)

第3条 この会は、一般廃棄物減量等を推進し、地域の環境を保全するための住民活動を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、概ね次の事業を行う。

- 1 一般廃棄物の減量化推進を図るための、研修会、研究会の開催。
- 2 一般廃棄物分別収集のための、排出指導。
- 3 その他必要と認める事業

(任期、役員)

第5条 推進員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(1) 前項の役員は、委員の互選により決定し、その任期は2年とする。

(2) 会長は、この会を代表し業務を統轄する。会長事故あるときは、副会長が代行する。

(会議)

第6条 この会は必要に応じ会長が召集する。

2 この会の議長は会長が務める。

(書記)

第7条 本会に書記を置く。書記は事務局の職員をもってあてる。

2 書記は会長の命をうけて、庶務、会計の事務に従事する。

(会計年度及び経費)

第8条 この会の年度は、毎年1月1日より同年12月31日とし、経費は会費、補助金、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

附 則

第1条 この規約は、平成11年8月26日から施行する。

第2条 会務の執行に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成14年8月1日から施行する。

分別収集関係資料

収集対象物（収集については、平成16年度中は現行のままとする。）

品目	岸本町	溝口町	課題・問題点	調整方法
資源ゴミ (ビン・缶類)	月1回収集する。 リサイクルプラザに直入	月2回収集する。 リサイクルプラザに直入	回数が異なる 岸本町の場合、集積所の利用形態から、定期的な回数を増やすと、他のゴミと重複し混乱する可能性がある。	月1回の収集とする
再使用ビン (酒ビン・ビールビン)	月1回収集する。 リサイクルプラザに直入	月1回収集する。 リサイクルプラザに直入	なし	現行どおり
不燃ゴミ (小型家電・金属・プラスチック類)	月1回収集する。 リサイクルプラザに直入	月1回収集する。 リサイクルプラザに直入	なし	現行どおり
古紙類	月1回収集する。 リサイクルプラザに直入	月1回収集する。 リサイクルプラザに直入	なし	現行どおり
ペットボトル	月1回収集する。 リサイクルプラザに直入	月2回収集する。 リサイクルプラザに直入	回数が異なる。	月1回の収集とする
不燃粗大ゴミ	年3回収集する。 リサイクルプラザに直入	月1回収集する。 リサイクルプラザに直入	回数が異なる。	年6回とする
発泡スチロール	月1回収集する。 海老田金属に処理を委託。 工場まで運搬	月2回収集する。 溝口町清掃センターにストックし、山陰クリエートに処理を委託。 処理業者が回収にくる。	収集回数が異なる 処分方法が異なる	平成17年度から処分先を一元化する。 白色トレーは、店頭回収も行われており、月1回の収集とする。
ペットボトルのふた	年3回収集する。 旧庁舎にストックし、年1回クリエート山陰に処理を委託(有償)	月1回不燃ゴミとして収集	収集区分が異なる	合併後、溝口町地区で分別に取り組む。
廃蛍光管	年3回収集する。 旧庁舎にストックし、年1回(株)三光に処理を委託し処分する。	月1回不燃ゴミとして回収し、溝口町清掃センターにストックする。 年2回鳥取県西部再生資源事業協同組合に回収と中間処理を委託し、広域協同処理で処分する。	収集回数が異なる 処理の委託先が異なる	保管先を確保し、平成17年度から処理方法を統一する。 収集回数は年3回とする。
廃乾電池	年3回収集し、旧庁舎に保管、年1回の広域の共同処理で処分する。	町内各所に改修ボックスを設置し、月1回不燃ゴミとして回収し、溝口町清掃センターにストックする。 年3回鳥取県西部再生資源事業協同組合に中間処理を委託し、広域協同処理で処分する。	収集回数、方法、処理過程が異なる。	保管先を確保し、平成17年度から統一する。 岸本町では、集積所に収集ボックスを設置する。 収集回数は年3回とする。
家電4品目 (冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機)	収集しない。 年1回高齢者世帯等を対象に特別収集を行う。	月1回不燃粗大ゴミとして回収する。 リサイクルプラザに直入	取扱いの内容が異なる。 冷蔵庫・冷凍庫が処理不能となる。	特定家電については、リサイクル法施行に伴いリサイクルプラザが受け入れを中止する予定のため収集は廃止する。 ただし、高齢単身世帯等で支援を必要とする世帯については、新町で検討する。

収集体制

区分	岸本町	溝口町	課題・問題点	調整方法
可燃ゴミ	西伯町ほか二か町清掃施設管理組合が委託する、業者が収集	アリオンに委託	溝口町は、収集業務と清掃センター管理業務が一体で委託契約をしている。岸本町は、可燃ゴミについては、西伯町ほか二か町清掃施設管理組合が、収集業務を西部工業に委託している。可燃ゴミ以外の収集業務は、事業者（年度によって異なる）に委託している。	溝口町清掃センターの収集区域を一部拡大する。平成16年度は現行のままとする。
可燃ゴミ以外	一般廃棄物収集業者に委託 業者 西部再生資源協同組合（H15）			平成16年度は現行のままとする。 平成17年度から業者を一元化する。

集積所

区分	岸本町	溝口町	課題・問題点	調整方法
集積所	各集落及び公共施設に整備済	一部地域は未整備	岸本町は、ステーション方式で収集を行い、収集の効率化と収集経費の軽減を図っている。	集積所の整備を図り、合併後3年を目途にステーション方式に移行する。
集積所補助金 （調整済）	整備費補助金 5割以内 1. 対象事業は、新築、改造、修繕とする。 2. 新築に係る対象事業費限度額は、1㎡当たり70千円とする。 3. 改造、修繕に係る対象事業費限度額については、これを設けず、実費を対象事業費とする。	制度なし	岸本町のみ	補助金は岸本町の例による。 集積所の整備を促進する。

審議会等（別途調整）

区分	岸本町	溝口町	課題・問題点	調整方法
推進組織	廃棄物等減量推進委員会 各集落から1名選出	なし	岸本町は、排出指導の協力体制を取っている。	溝口地区にも委員を置く。
審議会	条例審議会	条例審議会	溝口町は、年1回開催、岸本町は、分別収集を開始したときのみ。	新たに審議会を設置する。条例・規則を制定。（現行の規則で対応可能。）

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表						協議会提案事項																									
専門部会名	建設水道部会		責任者	小村 恵吾		ワーキンググループ名	上水道事業(事務関係)																								
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25-29 上水道事業		備考																									
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点	調整方法																									
1	<p>水道料金取扱手数料</p> <p>未納を少なくするため、納税組合に集金を依頼している。 水道料金集金組合に対し組合世帯の水道料金の3%の手数料を支払う。 組合世帯については、口座振替利用者分についても支払対象。 指定日に口座引落できなかった場合には、後日支払がされても対象外。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水道別</th> <th>14年決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸本町水道</td> <td>857,022円</td> </tr> <tr> <td>八郷簡易水道</td> <td>418,580円</td> </tr> <tr> <td>小野地区飲料水供給施設</td> <td>21,009円</td> </tr> <tr> <td>藍野地区飲料水供給施設</td> <td>15,346円</td> </tr> <tr> <td>ペンション地区飲料水供給施設</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,311,957円</td> </tr> </tbody> </table>		水道別	14年決算額	岸本町水道	857,022円	八郷簡易水道	418,580円	小野地区飲料水供給施設	21,009円	藍野地区飲料水供給施設	15,346円	ペンション地区飲料水供給施設	-	合 計	1,311,957円	<p>水道料金取扱手数料</p> <p>未納を少なくするため、納税組合に集金を依頼している。 水道料金集金組合に対し組合世帯の水道料金の3%の手数料を支払う。 口座振替利用者についても支払対象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水道別</th> <th>14年決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溝口地区</td> <td>554,400円</td> </tr> <tr> <td>二部地区</td> <td>71,671円</td> </tr> <tr> <td>旭地区</td> <td>159,116円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>785,187円</td> </tr> </tbody> </table>		水道別	14年決算額	溝口地区	554,400円	二部地区	71,671円	旭地区	159,116円	合 計	785,187円	<p>口座振替の取り扱いが異なる。</p>	<p>当面は現行のとおりとし、合併後早い時期に廃止を検討する。</p> <p>町税取扱手数料に準ずる。</p> <p>（口座振替利用者も支払対象。ただし、振替日に口座引落しできなかった場合、後日支払がなされても対象外とする。）</p>	
水道別	14年決算額																														
岸本町水道	857,022円																														
八郷簡易水道	418,580円																														
小野地区飲料水供給施設	21,009円																														
藍野地区飲料水供給施設	15,346円																														
ペンション地区飲料水供給施設	-																														
合 計	1,311,957円																														
水道別	14年決算額																														
溝口地区	554,400円																														
二部地区	71,671円																														
旭地区	159,116円																														
合 計	785,187円																														

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表						協議会提出案件		
専門部会名	建設水道部会		責任者	小村 恵吾		ワーキンググループ名	上水道事業(事務関係)	
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25-30下水道事業			備考	
連番	岸 本 町		溝 口 町			課題・問題点		調整方法
1	<p>該当事業なし</p> <p>下水道使用料については、ほとんどの人が接続しているのではなく、順次接続が増えていくものなので、すべて個人対応としており、手数料は、支払っていない。また、できるだけ口座振替をお願いしている。納税組合に納付書配布・集金は依頼せず、担当課が全て行っている。</p> <p>平成16年3月期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替 650件 ・納付書納付 163件 		<p>下水道使用料取扱手数料</p> <p>未納を少なくするため、納税組合に集金を依頼している。組合に対して、下水道使用料の3%を手数料として支払う。口座振替については、対象外。(平成16年4月分から手数料対象)</p> <p>平成15年度手数料決算見込額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共 431千円 ・農集 225千円 ・合併 16千円 合計 672千円 			<p>溝口町のみが実施している事業。</p>		<p>当面は現行のとおり溝口町のみ実施するものとし、平成17年度から岸本町の例により一元化する。</p> <p>(H17年度から納付書配布・集金等関連業務を全て担当課で行うものとする。)</p>

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							協議会提案事項												
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	観光事業	責任者	安達 広典												
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い		25 - 34 観光事業	備考														
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法														
1		<p>キャンペーン・ディア・マスミズ事業</p> <p>【目的】 榊水の地蔵尊祭を起源とし、現在では本町の観光を代表とするイベントであり、また溝口町をPRするうえで重要なイベントとなっている。町内だけでなく町外からの来客も多く、イベントとしての内容の充実を必要とされている。従来より観光協会と共催で運営しており、地域おこしの一環としての重要性も高い。</p> <p>【内容等】 盆踊り大会、花火大会(1,000発)7月第4土曜日に開催</p> <p>〔14年度〕</p> <table border="0"> <tr> <td>参加団体報償費</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>商品等消耗品費</td> <td>74,408円</td> </tr> <tr> <td>準備等食事代金</td> <td>29,300円</td> </tr> <tr> <td>配布用チラシ印刷代金</td> <td>52,500円</td> </tr> <tr> <td>花火打上業務委託料</td> <td>2,600,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td>2,806,208円</td> </tr> </table> <p>・観光協会負担分 284,575円</p>		参加団体報償費	50,000円	商品等消耗品費	74,408円	準備等食事代金	29,300円	配布用チラシ印刷代金	52,500円	花火打上業務委託料	2,600,000円	計	2,806,208円	<p>・溝口町のみ事業を実施している。</p>	<p>・溝口町の例により新町に引き継ぐ。</p>		
参加団体報償費	50,000円																		
商品等消耗品費	74,408円																		
準備等食事代金	29,300円																		
配布用チラシ印刷代金	52,500円																		
花火打上業務委託料	2,600,000円																		
計	2,806,208円																		
2	<p>大山ガーデンプレイス管理運営</p> <p>【目的】 大山ガーデンプレイスの管理運営 地方自治法第244条の2第3項の規定により岸本町地域振興株式会社に管理委託している。</p> <p>【内容等】 大山ガーデンプレイス(地域振興株式会社)の事業内容</p> <p>1.岸本町が所管する大山ガーデンプレイスのレストラン、軽食コーナー、売店、加工場、バーベキューハウス、テニスコート、クラブハウス、交流室、地場産品直売所、観光案内所、管理事務所の経営受託並びに管理 2.農産物、きのこ類等の林産物、水産物、畜産物及び民芸品等の地域特産物の開発並びに販売 3.別所川渓流植物園の管理受託 4.前各号に附帯又は関連する一切の事業</p>			<p>岸本町のみで実施している。</p> <p>管理委託を継続するにあたって、合併時地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を要する。</p> <p>(参考) 地方自治法第244条の2第6項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p>	<p>岸本町の例により、新町に引き継ぐ。</p>														

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							協議会提案事項																													
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	観光事業	責任者	安達 広典																													
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い		25 - 34 観光事業	備考																															
連番	岸 本 町	溝 口 町			課題・問題点	調整方法																														
3		<p>索道事業 【目的】 本施設は、溝口町を代表する観光地「榎水高原」の拠点施設である。3基あるリフトのうち、観光シーズンは、第3リフトのみ、スキーシーズンは全リフト稼働す 本事業は、町単独の特別会計として運営されており、公営企業法適用事業である。 地方自治法第244条第3項の規定により（財）溝口町観光開発事業団に管理委託している。 【内容等】 【14年度】 収益的収入 (単位：円)</p> <table border="1"> <tr> <td>営業収益</td> <td>69,494,200</td> <td>運輸収益、運輸雑収益</td> </tr> <tr> <td>営業外収益</td> <td>4,823,150</td> <td>雑収入</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>74,317,350</td> <td></td> </tr> </table> <p>収益的支出</p> <table border="1"> <tr> <td>営業費用</td> <td>73,882,238</td> <td>一般管理費、減価償却費</td> </tr> <tr> <td>営業外費用</td> <td>4,619,364</td> <td>支払利息、消費税</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>78,501,602</td> <td></td> </tr> </table> <p>資本的収入</p> <table border="1"> <tr> <td>他会計借入金</td> <td>6,800,000</td> <td>一般会計借入金</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,800,000</td> <td></td> </tr> </table> <p>資本的支出</p> <table border="1"> <tr> <td>企業債償還金</td> <td>37,195,954</td> <td>企業債償還金</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>37,195,954</td> <td></td> </tr> </table>			営業収益	69,494,200	運輸収益、運輸雑収益	営業外収益	4,823,150	雑収入	計	74,317,350		営業費用	73,882,238	一般管理費、減価償却費	営業外費用	4,619,364	支払利息、消費税	計	78,501,602		他会計借入金	6,800,000	一般会計借入金	計	6,800,000		企業債償還金	37,195,954	企業債償還金	計	37,195,954		<ul style="list-style-type: none"> ・溝口町のみで実施している。 ・観光施設を運営する索道事業会計に平成14年度、15年度の2ヶ年間貸付を行っている。これは、索道事業会計から企業債返還金に充てている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・溝口町の例により、新町に引き継ぐ。
営業収益	69,494,200	運輸収益、運輸雑収益																																		
営業外収益	4,823,150	雑収入																																		
計	74,317,350																																			
営業費用	73,882,238	一般管理費、減価償却費																																		
営業外費用	4,619,364	支払利息、消費税																																		
計	78,501,602																																			
他会計借入金	6,800,000	一般会計借入金																																		
計	6,800,000																																			
企業債償還金	37,195,954	企業債償還金																																		
計	37,195,954																																			

行政現況調書調整一覧表						協議会提案事項	
専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	その他事務事業	
合併協定項目	各種事務事業の取扱い			25 - 42 その他		備考	
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法		
1	<p>戦没者慰霊祭</p> <p>戦没者の霊を弔う</p> <p>全国戦没者追悼方式による慰霊祭(献花) 柱数 255柱</p> <p>平成14年度決算額内訳</p> <p>供物代 118,125円(終了後持ち帰り)</p> <p>式典会場飾付費用 172,600円(献花用生花代)</p> <p>白布クリーニング代 5,198円</p> <p>計 295,923円</p> <p>式典内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 開式の辞 全員黙とう 追悼の辞(町長、遺族代表、来賓追悼) 電報披露 献花(町長、遺族代表、来賓代表献花終了後、会場内全員が献花) 町長挨拶 遺族代表謝辞 閉式の辞 	<p>戦没者慰霊祭</p> <p>戦没者の霊を弔う</p> <p>仏式による慰霊祭 柱数 306柱</p> <p>平成14年度決算額内訳</p> <p>報償費 93,000円(奉仕者謝礼金)</p> <p>需用費 552,309円(供物・献花用生花・昼食代)</p> <p>役務費 5,040円(白布クリーニング代)</p> <p>委託料 156,000円(忠魂碑清掃委託料)</p> <p>使用料及び賃借料 27,600円(祭壇用具、花輪借上料)</p> <p>計 833,949円</p> <p>式典内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 開式の辞 導師入場 一同拝礼 導師法語 読経 祭主慰霊のことば並びに献花 遺族代表追悼のことば並びに献花 来賓弔辞並びに献花 遺族一般献花 読経 遺族代表謝辞 一同拝礼 式僧退場 閉式の辞 	<p>・慰霊祭の実施方法が、異なっている。</p>		<p>合併後に一元化する。 (合同実施とする。)</p>		